

札幌市議会第一部予算特別委員会記録（第8号）

令和7年（2025年）3月19日（水曜日）

●議題 付託案件の審査

●出席委員 33名（欠は欠席者）

委員長	村上拓司	副委員長	小口智久
委員	三上洋右	委員	勝木勇人
委員	五十嵐徳美	委員	長内直也
委員	佐々木みつこ	委員	こじまゆみ
委員	中川賢一	委員	村松叶啓
委員	三神英彦	委員	山田洋聡
委員	和田勝也	委員	小野正美
委員	ふじわら広昭	委員	しのだ江里子
委員	林清治	委員	松原淳二
委員	うるしはら直子	委員	たけのうち有美
委員	おんむら健太郎	委員	定森光
委員	森山由美子	委員	前川隆史
委員	竹内孝代	委員	熊谷誠一
委員	太田秀子	委員	田中啓介
委員	吉岡弘子	委員	荒井勇雄
委員	丸岡守幸	委員	成田祐樹
委員	米倉みな子		

開議 午後1時

●村上拓司委員長 ただいまから、第一部予算特別委員会を開会いたします。

報告事項であります。國安委員からは森山委員と、坂元委員からは荒井委員と、波田委員からは丸岡委員と交代する旨、それぞれ届出がありました。

それでは議事に入ります。

第3款 保健福祉費 第2項 子ども福祉費、第10款 諸支出金 第2項 他会計繰出金中関係分、議案第4号 令和7年度札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付会計予算、議案第19号 札幌市基金条例の一部を改正する条例案中関係分、議案第20号 札幌市立幼保連携型認定こども園条例及び札幌市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案、

及び議案第21号 札幌市児童相談所設置条例の一部を改正する条例案について、一括して質疑を行います。

●丸岡守幸委員 私からは、指定管理者制度による保育施設の運営について伺います。

現在、札幌市内には、保育所や認定こども園、小規模保育といった認可保育施設が550以上あり、その中には、公立の保育施設が22施設あります。

我が会派では、民間でできることは民間に担ってもらい必要があると考えておまして、認可保育施設もその大半が民間によって運営されていることを考えますと、公立の施設についても、民営化できないものかと考えるところであります。

実際には、札幌市では、公立22施設のうち、4施設については指定管理者制度を取り入れ、民間

事業者に運営をお願いしており、また、担当課に確認をしましたところ、どの施設も運営状況には大きな問題はないということ聞いております。

そこで、最初の質問でございますが、数ある公立保育所の中で、4施設だけが公設民営となっているのはどういった理由があるのか、設置の経緯等を含めて、具体的にいかが伺います。

●伊藤子育て支援部長 4施設の公設民営となっている理由や経緯についてお答えをいたします。

公設民営施設は、札幌市二十四軒南保育園、札幌市大通保育園、札幌市しせいかん保育園、札幌市南区保育・子育て支援センター（ちあふる・みなみ）の保育部分の4施設でございます。

このうち、札幌市二十四軒南保育園は昭和58年に、札幌市大通保育園は昭和61年に、当時夜間保育所の設置を求める要望が全市的に強く発生した状況から設置をしたものでございます。

設置に当たりましては、夜間保育の運営に係る特殊性を踏まえまして、職員配置に要する経費や、運営に関するノウハウ等を勘案し、公設民営で実施することが適当であると当時判断したものでございます。

また、札幌市しせいかん保育園につきましては、平成16年に夜間保育など、当時都心部に求められていた多機能保育に対応する施設を新設するに当たりまして、近隣に老朽化した民間幼児保育所があったことから、これを閉園した上で、当該保育所の運営法人に運営を委ねることとしたものでございます。

最後に、ちあふる・みなみでございますが、平成27年に当時の南区の待機児童の状況などを踏まえまして、0歳児から2歳児までを対象とする小規模保育事業として旧真駒内緑小学校の跡施設を活用して開設したものでございます。

子育て支援の拠点でございます各区ちあふるを設置する際には、その役割を十分に発揮するために、公設公営として、既存の公立保育所を機能転換して整備をしているところでございますけれども、

ちあふる・みなみにつきましては、当時の待機児童の状況や、機能転換できる公立保育所がなかったことなどから、保育部分は指定管理者による運営としたものでございます。

●丸岡守幸委員 以前からの経緯も含めて、4施設の設置の経緯を確認させていただきました。

次に、指定管理者の選定について伺います。

保育施設については、これまで基本的には非公募によって指定管理者を選定してきたというふうに聞いておりますが、民間の保育施設が550以上あることを踏まえまると、公募したとしても、一定程度、手が挙がるのではないかと考えますし、また、民間事業者がサービスの向上を競うことによって、結果的に子どもたちによりよい保育サービスの提供が受けられるのではないかと考えるところでございます。

そこで質問でございますが、保育施設について、なぜ非公募による指定管理者選定を行ってきたのか伺います。

●渡邊支援制度担当部長 非公募とする理由についてのご質問でございます。

保育施設は、児童の入園後、数年にわたって利用が継続をすることから、一時的な利用が多い貸館施設とは異なり、利用児童やその保護者と施設職員との間に、日常的、継続的な人的信頼関係を構築する必要があると考えておりまして、運営法人が変わることは、必ずしも望ましいということではないと思います。

そのため、札幌市児童福祉施設条例におきましては、施設管理が良好に行われている場合、現在の運営団体に対し、引き続き指定管理者になるための申込みを求めることができる旨、定められているところでございます。

現在運営している団体は、これまで定期的に行ってきた指導監査等におきまして、施設運営上の大きな問題がなかったことから、指定管理者になるための申込みを求めまして、非公募により選定を行ってきたものでございます。

●丸岡守幸委員 よく理解させていただきまし

た。

非公募とする理由について、やはり、ご家族の方ですとか、園児もそうなんですけれども、そういった関係というのは大切なものでございますので、そういった部分での非公募、納得させていただきました。

現に指定を受けている指定管理者による施設運営が良好だということで、引き続き同じ管理者に運営をさせる場合であっても、公募のときと同様に、選定のための手続を踏んでいく必要があるものと承知をしております。

その際には、現在の管理者が継続をして運営することで、本当に問題がないのか、厳格に確認していく必要があるのではないかと考えますが、質問といたしまして、選定に当たっては、どのような点に留意をしているのか伺います。

●渡邊支援制度担当部長 選定の際の留意点についてのご質問でございます。

選定に当たりましては、保育施設の運営に関する知見を有する外部有識者を含めました選定委員会を設置いたしまして、運営者としての適格性をご判断いただくこととしております。

その際には、これまで指定管理者として良好な運営ができていたか、そういった点や、保育の実施を通じて、子どもたちの健全な心身の発達を図るなど、保育施設の目的を十分に達成できるか、また、保育の質を確保する前提となる保育士等をきちんと確保できる計画になっているかなど、そういった点を重視しているところでございます。

なお、指定管理者として指定された後の施設の具体的な運営状況につきましては、引き続き、指導監査等を通じて把握をいたしまして、運営水準の維持、さらなる向上を図っているところでございます。

●丸岡守幸委員 入所園児によりましては、0歳から5歳までの間、同じ保育所に通ったり、通園したり、また時と場合によって、お子さんによっては帰りのお迎えが夜間になるということもあると思いますけれども、しっかりとそういった

指定の管理者の選定という部分はしっかりと見ていただいて、特にそういった関係もございまして、職員の方とご家族を含めた入所園児との長期的な、継続的な信頼関係が重要であるというふうに考えますので、札幌市としましても、指定管理者の評価、管理を引き続きしっかりと継続していただきまして、私の質問とさせていただきます。

●三神英彦委員 私からは、子ども議会全般について質問させていただきます。

札幌の児童とか生徒とか、学生だとかということを考えてときに、ひょっとしたら、昨今のいじめの話だとか、それから不登校だとか、ひきこもりだったりだとか、親をはじめとする周りの大人からのクレームだとかということに対応し過ぎちゃって、結果的に子どもたちがストレスを感じることがなかったりだとか、理不尽な思いをすることがなかった結果として、社会に出たときに初めてストレスだらけだとか、理不尽だらけに出くわしたということが起きてないのかなというのが、心配だと思っていたのが前提です。

そんな中で、子ども議会というものに関しては、年々ちょっとずつグレードアップして、小学生、中学生、高校生、大学生、そういう人たちが関わって子ども議会を形成してくれているということを知りました。

ストレスだとか、理不尽だとかに対応するうちの幾つかのやり方の一つとしては、やはり自分と他者との距離感だとか、間合いだとか、それは今、言い換えれば、コミュニケーション能力だと思わんですけれど、そういったところを上手に育つようにしてあげるといことも、また今の社会に適応する学生さんたちがうまくやっていくための一つなんじゃないかなというふうに思いまして、子ども議会を見てきたわけです。

一つ目の質問ですが、子ども議会の実施の経緯、それから令和6年度の実施状況について伺います。

●浅山子ども育成部長 子ども議会の実施の経緯、及び令和6年度の実施状況についてお答えい

たします。

子ども議会は、未来を担う子どもたちに札幌のまちづくりについて考えてもらうとともに、子どもの権利条約に示されている意見表明権を体現する場として、平成13年度から実施しております。

当初は、市長、副市長等との質疑答弁形式で実施しておりましたが、令和元年度、子どもの主体性をより重視しまして、子ども同士で議論の上、意見を表明する形式に変更いたしました。

その後、子どもたちの議論をさらに活性化させるため、話合いの専門家であるファシリテーターを活用するなどの見直しを行ってきました。

令和6年度は、子ども議員が子どもに優しいまちについて、自分たちで話し合って身近のテーマを決めまして、例えばスクールカウンセラー等が身近にいるまちなどについて、グループごとに市長へ報告したところでございます。

前半は話合いの中で意見がまとまらず、みんなが戸惑う場面もございましたが、子どもたちはそういう経験を経て、異なる意見の人とも話合いができるようになり、一人一人が達成感を感じている様子が見られたところでございます。

●三神英彦委員 ファシリテーションは、やっぱり長短のあるもので、本当に参加する人たちがいろんな可能性を模索した中で、最終的にいろんな可能性というのを皆さんが納得づくで諦めて、また一つの方向に進んでいくということにはものすごく有効なんですけれど、一方で時間がかかるんですよ。

だけど、そういったところを、今、若い子どもさんたちの頃から経験しておくということが、多分これからの未来にとっても役立つ子が増えるんじゃないかと思います。

私個人としては、これをさらに札幌市立の小学校、中学校、高校、大学、全部に広がるぐらいのスケールアップを求めます。

次の質問ですが、今後、これをどのように実施していくのか、今後の方向性について伺います。

●浅山子ども育成部長 今後の方向性について

お答えいたします。

子ども議会においては、話合いを通じ、子どもたちが互いの考え方や価値観の違いを踏まえまして、論理的な提案にまとめ上げていくという過程を大切にしております。

子どもの中には自分の意見を強く主張する子や、反対に遠慮して自分の意見を言えない子もおります。そのため、ファシリテーターからみんなが話合いに参加する重要性を伝えますと、次第に子どもたちの意識が変化しまして、最終的にみんなが納得した上で報告を行ってまいりました。

今後も現在の進め方を継続していく考えではございますが、今年度、子ども議員のほうから、もう少し議論をしたいとの声があったことから、時間配分などを改善しまして、より一層子どもが活発な話合いができる場を提供してまいりたいと考えております。

●三神英彦委員 予算の方もですね、6年、7年見ていくと、微増ペースですので、これは本当に続けていただけたらと思います。

一方で、議員側としては、これが先ほども出ていたように、略称としての子どもの権利条例と関わっての事業だというふうにお伺いしてます。

理念条例って、なかなか分かりづらいですよ。当然賛成の意見としては、実際に全体をこうやってざくっとつかむということで、この方向ですよというための条例ですという話は、話としては分かるんですけど、一方で、本当に各個の課題というのが解決していない状態で、それを一くりにするということに対しては、多分メリットも弊害もあるんだろうなというふうに考えるわけなんですよね。

来週には、その結論が出ることになるんじゃないかと思うんですけど、同等の、共生社会推進条例、そういったところも、ちゃんとメリットデメリットを考えながら、議会としてちゃんとやれることを考えていきたいと思います。

●たけのうち有美委員 私からは、社会的養護自立支援拠点事業、困難を抱える若年女性支援事

業LiNKの2項目について伺います。

まず、社会的養護自立支援拠点事業について伺います。この後は拠点事業と言わせていただきます。

まず、社会的養護自立支援事業の成果と課題について伺います。こちらの事業は、自立支援事業と言わせていただきます。

虐待などの理由により家庭で暮らすことのできない、いわゆる社会的養護の子どもは全国で4万2,000人、札幌市にも800人ほどいると言われてい

ます。全国の社会的養護の経験者、いわゆるケアリリーバーの実態として、2023年に公表された認定NPO法人ブリッジフォースマイルの全国児童養護施設退所者トラッキング調査2023報告書によると、大学等への進学率は40.5%と、着実に増加している一方、一般の高卒者の進学率とはいまだ大きな差があること、大学等中退率は、入学1年後で7.5%、入学4年後で27.5%、高校卒業直後に正社員として就労した人のうち、就職から1年3か月後に半数が離職していること、いずれの進路でも支援制度利用は増加しており、進学者の9割が支援制度を利用していることなど、進学や就職に関し、様々な困難に直面し、将来を選び取ることが難しい状況に陥ってしまう傾向があることが明らかになっています。

このような状況の中、国においては、2017年度から、児童福祉施設や里親家庭の下での生活の経験がある18歳から22歳の若者に対し、自立に向けた継続的な支援を行うことを目的として、自立支援事業を導入しました。

生活に関する費用面での支援や、関係機関と連携して継続的に支援する自立支援コーディネーターの配置、生活相談や就労相談支援の実施を求めており、札幌市でも2017年度から一部の事業を実施してきました。

そこで質問ですが、これまでの自立支援事業の成果と課題について伺います。

●宮本児童相談所長 社会的養護自立支援事業

の成果と課題についてお答え申し上げます。

本事業では、制度創設以降、支援コーディネーターによる支援計画の作成、居住に関する支援、就職に向けた面接指導や金銭管理などの生活、就労に係る相談支援、及び生活費の支給等を実施してまいりました。

事業の主な成果としましては、支援コーディネーターにより、令和元年度から令和5年度までに巣立ちを迎えた234名全ての方に自立支援計画を作成し、措置解除後に安定した生活を送るための基盤づくりを支援してきたことが挙げられます。

また、課題としましては、従来自立に向けた支援が原則22歳までであったため、その後に何らかの困難を抱えても、年齢制限により支援ができなかった点、こういったことがありましたけれども、今回の法改正で一律の年齢要件が弾力化され、社会的養護自立支援拠点事業等に引き継がれたところでございます。

●たけのうち有美委員 支援コーディネーターが自立支援計画の作成から措置解除後に向けての基盤づくりをしてきたとのことで、この事業開始から言われていたのは、自立の前からコーディネーターが関わるのが重要、自立のときに、はい、自立後に頼るのはこの人ね、もう施設は無理ですよと言われても、子どもたちはすんなり頼れるわけではないということです。そこは、この事業を積み重ねていく中で一定程度クリアできたのかなというふうに思います。

課題として、年齢制限により支援ができなかったということは、家を頼ることができないわけですから、社会に出て困難を極めたケアリーバーも多いたことが考えられます。ケアリーバーや支援者から、自分のこんな姿を見せられないと、長いこと生活していた児童養護施設や里親宅に頼ることができなかったという声も決して少なくありません。

次に、拠点事業について伺います。

このたびの児童福祉法改正により、2024年度か

ら、ケアリーバーは、今述べたように、措置が解除された後も家庭による支援が見込みづらいことや、自立に当たって困難を抱える場合が多い状況にあることから、拠点事業が創設をされたところ

です。札幌市は、2025年度予算案に拠点事業を盛り込んでいます。既に拠点事業については、他の政令指定都市にて開設されているほか、北海道においても、昨年6月に札幌市よりも一足早く、2024年度からこの事業を実施しており、札幌駅近隣に拠点を構えていると聞いています。

札幌市内の里親たちからは、拠点事業は北海道の事業なので、自分たちの里子は自立したら、札幌市内に住んでいたとしても拠点事業を利用できないのだろうかという不安の声が数多く上がっています。

また、北海道は札幌市を除く道内全域を対象としています。進学や就職で、札幌市外から札幌市に転入するケアリーバーが多いことを考えると、札幌市としても、北海道を意識した計画を考えていかなければならないと思います。

これまでの自立支援事業においては、ケアリーバーが自ら困りを訴えることができず、アウトリーチや地域の方、他の支援者からの情報で支援コーディネーターにつながり、当事者が関わる全ての関係者が集まり、本人の思いを尊重する形でケース会議の開催、支援の方向性を相談しているケースも多いと認識しています。

つまり、どのように伴走していくのか、一人のケアリーバーに対して支援の全体像を描いていく中心には、支援コーディネーターの存在があります。連携先の情報も持ち合わせている、なおかつ連携先との信頼関係を築けている必要があるため、その役割は大きいと認識をしています。

さらに拠点事業では、これまでの自立支援事業では対象外であった子どもに対しても、適切な支援の提供に努めることが求められることから、拠点事業においても、これまで以上に支援コーディネーターの役割が大きいことが分かります。

里親等への委託や、児童養護施設等への入所の経験がない子ども、児童相談所に一時保護されたが、入所等の措置には至らなかった子ども、児童相談所が家庭に関与した経験がなくても、保護者等からの虐待を受けていながら、当該虐待が顕在化せず、公的な支援につながらなかった子どもです。

そこで質問ですが、創設された拠点事業の役割、拠点事業で鍵を握る支援コーディネーターの役割、これまで社会的養護自立支援事業では対象外であった方々へのアプローチ、拠点事業によって、どのようなことが期待されるかについて伺います。

●宮本児童相談所長 社会的養護自立支援拠点事業について、4点ご質問をいただきました。

まず1点目の拠点事業の役割についてでございます。

従来の事業と同様である生活、就労に係る相談支援に加えまして、社会的養護経験者等が抱える様々な問題に対して、新たに医療的支援や法的支援、当事者間の相互交流の場や一時的な居場所の提供を行うなど、包括的な支援を担っていくことが、その役割と認識しております。

次に、2点目の拠点事業における支援コーディネーターの役割についてでございます。

拠点の管理者として、自立に向けた支援計画の策定や支援全体を統括するとともに、対象者が困難に直面した際には、直接的な支援者として、一人一人に寄り添い、心の支えとなりながら関係機関とも連携して、適切な支援を行うことが挙げられます。

3点目の社会的養護自立支援事業では、対象外だった方々へのアプローチについてでございます。

社会には、例えば、これまで虐待を受けながらも、公的支援につながり得なかった方もいる。そういった前提に立つとともに、法改正の趣旨を十分に踏まえ、そうした方々が困難を抱えた際にも速やかに拠点につながるよう、若者に身近なSN

Sの活用などを含めた手法を通じまして、まずは広く事業の周知に取り組むとともに、関係機関において、対象者を把握した際の連携体制を整えていく考えでございます。

最後に、4点目の拠点事業への期待についてでございます。

法改正により支援対象者が拡大されたことへの柔軟な対応と、先ほど委員からのご指摘にもございましたが、特に社会的養護の経験者が施設等退所後に、何らかの壁にぶつかりながらも、施設や里親への相談をためらう場合も多く、そうした方々が再び自立に向けた大きな一歩を踏み出せるよう、後押しをする新たなよりどころになることを期待しているところでございます。

●**たけのうち有美委員** 拠点事業は、生活就労に係る相談支援に加え、医療的な支援や法的支援、一時的な居場所の提供など包括的な支援、関係機関との連携や公的な支援につながらなかった方の把握、支援対象者拡大への柔軟な対応と自立の後押しという大きな役割を担っています。

この事業が必要な人にしっかり届くように、ぜひとも、この大きな役割を支援コーディネーターを中心に、地域の社会資源、そして関係機関としっかり連携して取り組んでいただきたいと思えます。

次に、社会的養護における地域の社会資源に対する認識について伺います。

私は、児童養護施設の先生たち、そして里親会、ケアリーバーを支える地域の社会資源の皆さんからお話を聞く中で、児童養護施設や里親家庭で暮らしている間には、自立後の心配をされなかった子どもたちも、自立後に仕事が続かなかったり、経済的な面から生活が破綻してしまうケースが少なくないことを聞いていました。

先ほど、そして今述べた伴走支援をされている地域の社会資源の皆さんは、社会的養護に特化してサポートしている方もいれば、多世代型サロンであったり、子ども食堂であったり、若年女性の支援者であったりと様々です。

こうした方々が少しずつつながり合うことで、ケアリーバーが頼ることのできる選択肢が増え、地域で安心して暮らせることにもつながっていると認識をしております。

そこで質問ですが、社会的養護における地域の社会資源との関わりについて、本市としてどのような認識を持っているのかについて伺います。

●**宮本児童相談所長** 社会的養護における地域の社会資源についての認識について、お答えいたします。

社会的養護の下にある子どもたちが、いわゆる社会資源と考えられる地域の関係者や関係機関などにつながることは、自分を支えてくれる大人がたくさん存在しているという安心感をもたらすとともに、コミュニティーの一員として成長する機会が得られるため、大変重要であると認識しております。

また、市内には多様な若者支援団体等が活動しており、地域に根差した社会資源として、非常に心強い存在となっております。

新たに設置する拠点におきましては、そのような方々との連携も意識しながら、複合的な困難や課題を抱える社会的養護経験者等に対しまして、個々の状況に応じた適切な自立支援に当たってまいります。

●**たけのうち有美委員** 地域の社会資源は大変重要であるとの認識で、拠点においても地域に根差した社会資源との連携も意識して取り組んでいただけると理解をしました。

いくら立派な拠点を構えても、そこに來ることのできる人は交通費がある人、目的地にたどり着けるエネルギーのある人です。日々の暮らしや仕事で精いっぱい、拠点にたどり着ける人がどのくらいいるかは未知数です。

地域の中で困って声を上げられない人とつながれる強さが、地域に根差した社会資源にはあります。ぜひとも、この拠点事業が真に実効あるものとなることを強く求めます。

多くのケアリーバーから、困難な人生の中で道

に迷いそうになったときに、あの人を困らせたくないという思いで、つらくても道を踏み外さず、命を落とさず、踏みとどまることができたと聞いています。結局は人と人とのつながりがとても大切なのであり、拠点は大事ですが、その一部分です。

地域に根差した社会資源が多い札幌ならではの拠点事業をつくり上げていくことを求めて、この質問は終わり、次の質問に移ります。

次に、困難を抱える若年女性支援事業 L i N K について伺います。

以前より我が会派では、困難を抱える若年女性への支援について、継続して取り上げてきていますが、困難を抱える若年女性支援事業 L i N K は今年度で3年目を迎えました。

この事業が開始されたきっかけは、2019年6月に発生した2歳女児の死亡事例に係る札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会の検証報告書において、思春期、若年期に焦点を当てた支援の枠組みの創設の必要性が指摘されたことです。

この事業は、そういった困難を抱える若年女性からの相談を待つだけではなく、こちらから積極的につながりをつくるアウトリーチ型の支援が特徴です。繁華街での夜回りに加え、SNSパトロール、LINE相談、居場所の提供など、支援の網の目からこぼれ落ちている若年期の女性の支援活動を地道に続けてきたと聞いています。

そこで質問ですが、これまでの事業実績について伺います。

●浅山子ども育成部長 これまでの事業実績についてお答えいたします。

事業を開始した2021年8月から今年度2月末までの実績としまして、LINE相談や面談、電話相談など、全体の相談件数は延べ人数で541名でございました。このうち、安全・安心な居場所の提供を行った方が30名となっております。

これまで継続的にアウトリーチ支援として、夜回りを月1回、SNS見回りを週1回行ってまいりました。

夜回りでは、困難な問題に直面したときに L i N K を思い出してほしいと伝えた上で、事業周知用のカードを直接手渡ししております。

今年度の夜回りでは、278名の若年女性に声かけを行い、SNS見回りでは1,028件のアカウントにダイレクトメッセージを送付いたしました。

これらのアウトリーチ支援への反応は、今は困っていないが何かあったら連絡するといった声もあり、困難に直面したときの相談先として、若い女性たちに L i N K を認識してもらえるきっかけになっていると考えます。

●たけのうち有美委員 事業開始の2021年8月から全体の相談件数は延べ541名、このうち安全・安心な居場所の提供を行った方が30名とのことでした。

2021年度の決算特別委員会の際の相談件数は、8月のスタートから2か月たった時点で39名、1年たった2022年度の決算特別委員会で質問した際には、相談件数が63名ということでした。

この事業は息の長い取組になる傾向があることから、数が多ければいい、それでいいというわけではありませんが、着実に利用されているということになると思います。

また、夜回りの際に、その場ですぐ相談につながることは少なくとも、困難な問題に直面した際に、この事業を思い出してもらえることが重要なので、これだけの声かけやメッセージを送信していることは評価をしたいと思います。

私も L i N K の X をフォローしていますが、具体的な相談事例などが短くまめに投稿されていて、どんな内容で相談したらよいか、とても分かりやすいと感じました。そして相談があった、その後の対応も重要と考えます。

そこで質問ですが、相談内容の特徴、どのような支援につなげることができたのかを伺います。

●浅山子ども育成部長 相談内容と支援内容についてお答えいたします。

主な相談内容としましては、一つ目は、生きづらさに関する相談がございました。

生きづらさは精神疾患に起因すると思われるものもあり、すぐできる解決策がないことから、SNSによるやり取りが長期間にわたって続くことも多く、必要に応じ、病院への同行支援も行いました。

二つ目は、虐待はなくても家に居場所がないと感じているといった家庭内の問題での相談です。

この中でも緊急度が高い場合、居場所の提供の支援につながりも見られました。

三つ目は、家賃の滞納や今後の生活費の懸念といった経済的困窮に関する相談でございます。相談者の状況により、区役所への相談や手続の同行支援を行いました。

若年女性の抱える困難は、単一の相談内容に限らず、困難が複雑に絡み合っている場合が多く見られると感じております。

●**たけのうち有美委員** 主な相談内容は、生きづらさ、家庭内の問題、経済的困窮などで、同行支援が多いということでしたけれども、困難を抱えている方々は、区役所などに行って手続するというのも非常に厳しいと聞いておりますので、相談された方も安心したことと思います。

先ほど質問した社会的養護と同様、困難が複雑に絡み合っている場合も多く、関係機関との連携が非常に重要と考えます。

そこで質問ですが、関係機関との連携をどのように行ってきたのか伺います。

●**浅山子ども育成部長** 関係機関との連携についてお答えいたします。

様々な困難を抱えた女性たちに対しまして、民間の女性支援団体や生活困窮者支援団体の支援につなぐ、児童相談所と連携し、自立援助ホームへの入所につなぐ、緊急度の高いケースでは警察と連携し、支援するなど、一人一人に寄り添い、抱える問題の状況に応じまして、関係機関につながっております。

このほか、関係機関との連携の場として活用している、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会では、福祉、教育、就労など、各分野の支援を行っ

ている行政、民間の各団体が参加しておりまして、実務担当者の情報交換を中心に行っております。

さらに、今年度、市民文化局に設置した困難を抱える女性支援調整会議にも参画し、女性支援の知見や経験を有する団体との連携強化に努めているところでございます。

●**たけのうち有美委員** 様々な困難を抱えながら暮らしてきた若年女性を確実に支援につなげるためには、支援者側を抱え込まず、民間の支援団体につなげたり、関係機関に連携することが重要と考えます。連携がしっかりとできていることが確実な実績につながっていると思います。

札幌にはこうした財産があるのが強みだと私は思っております。今後も連携を大切にしたい取組を進めていただきたいと思います。

そこで質問ですが、2025年度は、この事業をどのような内容で実施する予定なのかを伺います。

●**浅山子ども育成部長** 2025年度の実施内容についてお答えいたします。

次年度もアウトリーチ支援、一時的な居場所の提供、自立支援、関係機関との連携を引き続き実施する予定でございます。

このうち、アウトリーチ支援の手法につきましては、これまでの夜回りやSNS見回りに加え、新たに困難を抱えた女性が気軽に立ち寄ることができる相談ブースをまちなかに設置し、必要な方には、その場で具体的な相談につなげる取組を年6回程度行う予定でございます。

また、困難に陥る前の段階での気づきができるよう、高等学校等ヘドートDVなどをテーマとした出前講座を新たに実施するほか、札幌市内で活動する女性支援団体ネットワークCloudyと連携した出張相談会を、年4回程度行う予定でございます。

LiNKを困難に直面したときの相談先として若い女性たちに認識してもらえよう、これまで以上に、アウトリーチ支援に力を入れていきたいと考えております。

●**たけのうち有美委員** これまでの取組に加えて、新たに困難を抱えた女性が気軽に立ち寄ることができる場所が、まちなかに設置されるとのことです。

地域で伴走支援をしている多くの団体から、すすきのにふらっと立ち寄れる場所があったら、仕事に行く前に、少しの時間でもほっとできる場所があったらと聞いておりましたので、ようやく実現するのだなと、私としては非常に感慨深い気持ちです。

困難を抱えていても、それに気づけない、自ら支援を求めることが難しい方がまだまだいると思います。しかし、気軽に立ち寄れる場所があれば、そこから様々な相談につながられる可能性もあると思います。

この事業は単年度では評価できない息の長い取組になるケースが多いと思います。また、一つの団体だけでは難しい対応も多いと思います。

だからこそ、これまで述べましたけれども、札幌市の財産をしっかりと生かして、札幌市としてこの事業を大切に育てていただくことを求めて、私の全ての質問を終わります。

●**竹内孝代委員** 私からは、5歳児健診について、児童相談体制の強化及びこども家庭センターについて、こども誰でも通園制度について順次質問をいたします。

初めに、5歳児健診についてお聞きします。

本市では、法定健診の1歳6か月児と3歳児の健康診査に加えて、4か月児、10か月児への健康診査を行っているほか、保護者のセルフチェックによる、任意で受けられる5歳児健診というものを実施されております。

この5歳児健診については、他の政令市に先駆けて、本市は平成26年10月から実施をされており、生後4か月から5歳児まで、その全てが各区の保健センターで、直営により実施をされているということから、全国に誇れるきめ細やかな健診体制であるということを改めて評価をさせていただいております。

私はこれまで、平成27年決算特別委員会、平成28年予算特別委員会等で、この中の5歳児健診について取り上げ、就学時健診の1年前に実施をするために、小学校入学前の早い段階で適切な支援につなげていけるとの考えから、その重要性について言及するとともに、受診率の向上に向けて質疑を重ねてまいりました。

この5歳児健診も、開始から10年が経過したと伺っております。成果や課題などを振り返る時期かと考えます。

そこで1点目の質問ですが、平成26年から開始した5歳児健診の評価について、まず初めに伺います。

●**安田母子保健担当部長** 5歳児健診について、平成26年から開始しました評価について、お答えいたします。

本市の5歳児健診は、3歳児健診から就学時健診までの間に、発育、発達の確認や、育児支援に加えて、発達障がい等の早期発見・支援などを目的に実施しております。

具体的には、事前に送付したセルフチェック表を用いまして、保護者が5歳児の標準的な発達を認識しながら子どもの様子を確認し、心配事がある場合に、お住まいの区保健センターを受診していただいております。当日は医師の診察の結果に応じて、保健師、心理士などの専門職による個別相談を受けております。

5歳児健診の受診率は5歳児全体の5～6%となっております。セルフチェックの結果、3歳以降に新たに課題に気づいた子どもが受診につながっていると考えております。

受診者の9割以上が発達の困り事などを専門職に相談してありまして、また受診者の1割強が精密健康診査として専門機関につながっていることから、発達障がい等の早期発見や育児上の課題感の軽減に効果があるものと受け止めております。

●**竹内孝代委員** 現在行われている5歳児健診の評価、総括していただきましたけれども、やはりこの健診を受けた方に適切に対応して下さった

ということで、支援が必要な方をしっかり専門機関につなげていただいたりですとか、また、発達障がい等の早期発見にもつながっているということ、9割がしっかりとつながっていけるような、お困り事を抱えている方でもあるということ、その成果については理解をいたしました。

一方で、答弁の中にありましたように、現在のチェックリストによる任意での健診体制というのでは、5歳児全体の5～6%という答弁でありましたが、健診を受けているということでありました。

小学校に入学する前に、子どもや親が抱えているような困り事をじっくりとお聞きしたり、また、理解する機会というのを確保するということが、やはり関わり方が変わっていったり、スムーズに学校生活を送るようになっていくという、そうした効果を考えますと、やはり5歳児の多くの方々が、健診を受ける環境が望ましいのではないかなというふうに思っております。

我が党は、5歳児全員への健康診査の必要性というのをこれまで国に訴えてまいりました。国において、令和5年度補正予算にて、新たに5歳児健診に係る費用を助成する制度を創設したところであります。

この5歳児健診というのは、幼児期において、幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障がい認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図るといったことを目的に実施するものだというふうに伺っております。

この国の示す内容としましては、5歳児全員に対して、集団健診により発達障がいなど心身の異常の早期発見というのはもちろんでありますけれども、育児上問題となる事項などを、必要に応じ

て専門相談など、それぞれ専門の多職種が実施するということを求めていると伺っています。

そこで、2点目の質問させていただきますけども、札幌市における、5歳児全員に対する健康診査の必要性についてはどのようにお考えか、伺います。

●安田母子保健担当部長 5歳児全員に対する健康診査の必要性についてお答えいたします。

子どもの健やかな成長のためには、ご質問にもありましたとおり、早期に心身の異常を発見し、必要な支援が開始されること、そして養育者の課題感や不安感を解消、軽減していくことが重要と認識しております。

現状の5歳児健診においても、セルフチェックを経て、就学の1年前の時期に、新たに支援につなげることや、養育の相談を通じて不安の解消に努めておりますものの、就学後に、発育、発達に不安のある子どもが少なからずいるという声は認識しております。

そうしたことを受けまして、現行の5歳児健診の方法で、支援が必要な方を把握できているのか、関係機関へのヒアリング等を実施いたしまして、5歳児全員への健康診査の必要性を検証するなどいたしまして、札幌市として、実効性のある5歳児健診の手法を検討していくつもりであります。

●竹内孝代委員 就学前の早い段階で、この心身の異常と、気になるところを発見するといったことですか、また養育者への相談対応が重要だというふうに、今認識されているという答弁であります。

また、この5歳児全員を対象にした健診の実現に向けて、大変期待しておりますので、実効性のある健診の在り方という答弁でありましたけれども、本当にしっかりと検討していただきたいなと思っております。

やはり国の示す要件、詳しく勉強させていただきましたけど、この5歳児健診の実現には様々な関係機関との連携というのがなくては、到底達成

できないなというふうに実感しております。

また、健診に必要な場所、時間、職種など、本当に実現に向けて課題が多いなというふうに思っておりますので、しっかりとそうした課題点なども洗い出しながら、必要な関係機関のヒアリングということもしていただきたいなと思います。

乳児から就学前までの切れ目ない健診体制を構築するのに当たっては、全国の大都市の中では、川崎市が実施しているというふうに伺っておりますが、まだまだ検討段階の自治体のほうが数が多いというふうに聞いております。

札幌市は、全国に先駆けて5歳児のセルフチェックという形で取組を行ってきた、これまでの10年間の検証を踏まえて、丁寧に検討していただきたいなというふうに思っております。

持続可能な健診体制というのが必要だと思いますので、しっかりと、またじっくりと議論して、札幌市の未来を担う子どもたちのために、一番よい体制が整備されることを強く願ひまして、この質問を終わります。

次に、児童相談体制の強化及びこども家庭センターについて、お聞きをいたします。

本市の児童相談所は、政令指定都市への移行に伴いまして、昭和47年4月に札幌市児童相談所設置条例によって開設され、その後、いわゆる1施設1所体制ということで、全市の児童虐待対応、また児童・家庭への相談支援を実施してきたというふうに承知をしております。

しかしながら、平成20年代後半からの児童虐待相談対応件数の本当に大幅な増加に伴う相談機能の拡充、また、一時保護所の定員確保、また、来所される市民の方々の利便性向上などのために、2所目となる児童相談所の整備が必要となったというふうに認識しております。

そして、令和3年3月には、(仮称)第二児童相談所の基本計画が策定され、施設の整備を進めてきたと。そしてこのたび、令和7年の第1回定例会市議会予算特別委員会において、ついに新たな児童相談所を設置するための条例案というのも付

議されました。この条例案においては、その名称が東部児童相談所というふうにされております。

今後、東部児童相談所の建物については、令和7年7月中旬に竣工を予定しているというふうに伺っております。その後、必要な検査、また移転作業を経て、令和7年9月下旬に、白石区での供用開始を予定しているというふうに聞いております。

一方で、児童の一時保護といった児童相談所の業務の特殊性、また継続性を踏まえますと、この東部児童相談所が、白石区にて業務に支障なく開設ができるように入念な整備を進めるとということ、また、併せて複数所体制になっても業務の質を落とさないよう、高い専門性を維持していくということが必要と考えます。

我が会派では、この児童虐待対応における初期調査において、子どもの安全を守り、虐待の重篤化を防止する等のためには、とても重要であるというふうに捉えておまして、さきの令和6年第3回定例会市議会決算特別委員会では、虐待対応における初期調査に関する警察との連携強化等について、質問をしたところであります。

この東部児童相談所に関しては、白石区、厚別区、豊平区、清田区の4区の相談支援部門である相談判定三課が今年度、既に新設をされておりますけれども、虐待対応における初期調査についても、2所化に伴い、より効果的な業務執行が可能となるような体制にすべきというふうに考えております。

そこで質問ですが、この児童相談所の2所化に向けた相談体制の強化についての考えを伺います。

●宮本児童相談所長 児童相談所の2所化に向けた相談体制の強化について、お答え申し上げます。

令和7年4月から、現児童相談所内で組織体制を整え、東部児童相談所を開設するとともに、特に平日夜間及び休日の相談対応等の業務につきましては、9月下旬に移転することを見据えて、試

行実施や検証を重ねることで、的確な判断により、着実に業務を執行できるよう準備を進めていくこととしております。

加えて、虐待通告への初期調査につきましては、現行の専任部長職と警察官である課長職が2所を所管するとともに、東部児童相談所に緊急対応専任の課長を新たに配置することで、指導体制の強化を図りつつ、地理的な近接性も生かしながら、より迅速かつ的確な対応につなげていく考えでございます。

また、2所化以降の職員の専門性の担保としましては、引き続き経験や年齢バランスの取れた人員配置や、計画的な人材育成に加えて、各児童相談所における困難事案の共有や、合同での事例検討などにより研さんを重ね、質の高い支援を実践できるように取り組んでまいりたいと考えております。

●**竹内孝代委員** この東部児童相談所の白石区での供用開始に向けて、まずは先行して、1施設2所体制とするということで、万全の体制で準備されているということが分かりました。

また、虐待対応における初期調査について質問させていただきましたけど、体制強化をされているということで、具体的な緊急対応専門の部長職、課長職も配置ということで、介入と支援をしっかりと分離しているということで、迅速、また的確な初期調査の実施につながるというふうに思いますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

さて、この児童相談所の業務というのは、子どもや家庭を取り巻く環境が常に変化する中で、職員には的確なリスク判断等が、その都度求められます。ストレスやプレッシャーの多いものでもあるかというふうに推測をしております。

また、特に若い職員が対応するには難易度の高い仕事であるということは、かねてより理解をしているところであります。

そのため、組織対応の原則に基づいて、職員一人に問題を抱え込ませないといったことをはじめとして、職員をサポートする体制というのが、と

ても重要だなというふうに思っております。

全国でも、児童虐待相談対応件数というものが増大をしている中で、児童相談所における人材確保、育成、定着というのは喫緊の課題となっております。

国が実施した調査によりますと、全国の児童相談所における退職者のうち、定年退職以外の理由で退職する者が多くを占めており、特に児童福祉司については、退職者のうち8割以上が定年退職以外の理由で退職をされているというふうに伺っております。

本市では、子ども虐待防止に関する職員の育成方針を策定しており、職員の経験値に応じた階層別研修も実施しているなど、人材育成に力を入れて取り組まれているということは承知しておりますけども、この2所体制での業務開始に向けて、さらに職員数が増加するといったことを踏まえますと、この組織マネジメントの強化を図ることが必要だというふうに思います。

そこで質問ですが、今後の組織マネジメントの強化、このことについて、どのように考えていらっしゃるのか、伺います。

●**宮本児童相談所長** 今後の組織マネジメントの強化についてお答え申し上げます。

来年度から、北区、東区を所管する部長職を新たに配置し、エリアマネジメントのさらなる強化を図るとともに、東部児童相談所には、さきに述べました緊急対応部門の課長職のほかにも、新たに1名の課長職を配置することとしております。

また、かねてよりS Vである係長職の増員を図り、効果的な助言や指導ができるような体制を整えてきたところでありますが、令和7年度も係長職をさらに5名増員して、職員をバックアップする体制を強化する考えでございます。

児童相談所は、他律的業務が中心であり、質、量ともに仕事のコントロールが難しいという点を考慮しながら、職員を孤立させず、安心して働ける組織として、管理職や係長職によるマネジメントが各職員へ行き届くよう努めるとともに、引き

続き、子どもや家庭へのよりきめ細やかな支援を実施してまいりたいと考えております。

●**竹内孝代委員** 現在の児童相談所の中でも、係長職の増員、また、北区、東区を担当する部長職を配置するといったお話がありました。職員が安心して働けるような環境を組織的に構築されていくというような考えは、理解をいたしております。

我が会派では、これまでの質疑等でも申し上げてきましたけども、この児童相談所の管轄人口を定めた、国のそうした政令を踏まえて、かねてより、本当に第3の児童相談所が必要じゃないですかというようなお話もさせていただいたところでございますけども、今回この北区、東区を所管する部長職を配置して、1所ではありますけども、しっかりと二つのエリアに分けて、きちんと強化していくという体制というのは、ある意味で、国基準を勘案して、我が会派の要望の趣旨を実現していただいたものだなというふうに思っております。このことについては、スピーディーな対応を評価させていただきます。

かつて児童福祉法では、児童虐待に関する子どもや家庭の相談については、児童相談所が対応するというふうにされておりましたけれども、この虐待相談対応件数の高まりというものを背景に、近年は地域に身近な相談機関である市町村において、虐待の未然防止、早期発見を中心とした支援の充実、強化というのが求められております。

こうした状況を踏まえまして、令和4年の児童福祉法改正により、全ての妊産婦、子育て世代、そして子どもに対して、母子保健、児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関である、こども家庭センターの設置というものが努力義務となりました。

札幌市においては、この法が施行されます令和6年4月から、各区、健康・子ども課にこども家庭センターの機能を位置づけまして、まずは中央区、北区、東区におやこ支援担当係長を新設され、両機能の知識、経験を生かして、虐待の予防

的な支援を推進してきたというふうに承知しております。

一方、こども家庭庁によりますと、令和6年5月1日現在のこども家庭センターの設置状況等の調査結果を拝見しますと、設置済みの市町村は約半数程度となっております、さらに道内では、設置率が15.6%と全国最下位となっております。

その中で、札幌市においては、改正児童福祉法の施行に遅れることなく、行政区10区に設置をしたということは、まずは大いに評価をしているところでもあります。

加えて、核家族化や地域社会の変容を背景に、子育てに困難を抱える世帯が、これまで以上に顕在化をしている中で、地域に身近な区役所においても、こども家庭センターの機能をしっかりと担って、虐待を未然に防ぐための具体的な支援が行われることが重要だと考えております。

そこで質問ですが、こども家庭センターの設置による効果、現状の課題、また今後の取組、どのように強化していくのか伺います。

●**宮本児童相談所長** こども家庭センターの効果と課題、そして今後の取組についてお答え申し上げます。

こども家庭センターでは、虐待の未然防止を強化する観点から、ハイリスク世帯への専門的支援を行っており、母子保健、児童福祉の両機能の協働により、これまで以上に対象者に寄り添った支援が求められている点を効果として認識しております。

具体的には、当事者の意向をくみ取りながら、共同で作成する個別の支援計画を通じて、特定妊婦や育児に困難を抱える世帯へ重点的な支援を行うなど、虐待予防の取組の充実を図っているところでございます。

さらに、おやこ支援担当係長を先行配置した3区におきましては、同係長が行政による積極的な支援が必要と判断した場合、両部門の職員による合同ケース会議を開催し、多角的な観点からリスクを見逃さない仕組みを強化したところでござい

ます。

今後、こども家庭センターの機能をさらに強化するためには、各職員の対人援助に係る多様な対応スキルの向上が求められ、これらのスキルの向上が課題と考えておりました。座学に加え、より実践的な研修などを通して、引き続き人材育成に力を入れてまいりたいと考えております。

また、令和7年度には、白石区、豊平区、西区の3区におよこ支援担当係長の配置を拡大しますことから、引き続きその効果を検証し、今後の配置の在り方を検討してまいりたいと考えております。

●**竹内孝代委員** ハイリスクのあるような方々への対応など、本当に厳しい内容のものもあるかと思いますが、身近なところでこうした機能があるということは、本当に重要だなというふうに思いますし、また、合同ケース会議というものも、しっかりきめ細やかにやられているということも分かりました。

今年度、中央区、北区、東区に新設されております、およこ支援担当係長が、今の答弁では、新年度から、白石区、豊平区、西区に拡大するというので、10区展開まで、あと4区というふうになったと思います。

効果を検証していただいて、今後の配置の在り方を検討されるということでありましたけれども、必要な取組であるということには間違いありませんので、ぜひとも速やかな方針の決定を求めまして、この質問を終わります。

最後に、こども誰でも通園制度についてお聞きをしたいと思います。

我が会派はこれまで、子育て家庭の孤立防止、そして全ての子どもの成育に資するために、保護者の就労の有無にかかわらず、未就園児のいる家庭が保育施設等の利用ができる、こども誰でも通園制度の創設が必要であると繰り返し提言をしてまいりました。

これまでの議会での質疑において、我が会派からは、国による本格実施に向けて、早期にこの制

度の試行を実施し、本市にとってよりよい制度となるようしっかりと検証するという、また利用者目線に立った子育てDXの推進などにより利便性を高めるといったこと、また事業者の声を十分に聞きながら、安心して利用ができる制度を構築するべきというふうに提言をしてまいりました。

先日の代表質問においても、この制度の今後の取組について、市の考えを質問をさせていただきました。

今回は、答弁いただいた内容についてさらに詳細を確認させていただきたいと思っております。

まず1点目の質問ですが、今年度の試行事業の状況と、利用者の声にはどのようなものがあったのか伺います。

●**伊藤子育て支援部長** 今年度の試行事業の状況と利用者の声についてのご質問でございます。

まず、試行事業の状況でございますが、実施施設数は、認可保育施設等15か所でございます。利用登録者数につきましては、令和6年7月に登録の受付を開始して以降、1月末までの集計となりますけれども、625名となっております。そして、そのうち275名の児童が実際に利用したところでございます。

また、利用した保護者の声といたしましては、利用によって物や人への関心が広がるなど、子どもの成長につながった、心に余裕ができて利用する前よりも子どもに優しくなれたなどの好意的な評価を多くいただいているところでございます。

●**竹内孝代委員** 試行実施の施設15か所、利用登録者625名、そのうち275名が利用ということで、利用された方のお声も今紹介いただきましたけど、実施する意義があることは確かであります。

ただ一方で、運営する事業者側としましては、保育士やスペースの確保、また園生活に慣れていないお子さんを預かるために、保育環境を整えるなど、新しい制度だからこそその課題はあるというふうに思っております。

我が会派は、実際に現場の声をお聞きするため、昨年11月、試行実施を行っている認定こども園等へ、視察調査のため訪問させていただきました。理事長、園長、保育士等から詳しく状況を伺ってまいりました。

施設側からも、地域の親子のために貢献できている実感があるといった声があった一方で、やはり保育士の確保、必要経費など、運営面での課題があるといったご意見も伺いまして、継続するためには、さらなる改善が必要だと実感をしたところであります。

早速、本定例会の我が会派の代表質問で指摘をしたところ、市からはそうした課題に対して、補助単価の引上げやオンライン予約の導入を進めるとの答弁があったところです。

そこで、次の質問ですが、この答弁について、具体的にどのような内容となるのか、またそれによって、どのような効果が期待できるのか伺います。

●伊藤子育て支援部長 補助単価の引上げと、オンライン予約の内容、そしてその効果に関するご質問でございます。

事業者に対する補助の単価につきましては、現在は子ども1人当たり1時間850円であるところ、0歳児1,300円、1歳児1,100円、2歳児900円に引上げを行う予定としております。

子どもの年齢別に補助単価を設定することで、子どもの発達段階等の状況に応じた保育体制を整えている実態に見合うこととなります。

また、施設としての安定した運営にもつながるものと考えるところでございます。

また、オンライン予約につきましては、令和7年の夏以降の導入を目指してございまして、保護者と実施施設がスマートフォンなどを介して利用調整を行う仕組みとすることで、保護者はいつでも利用の申込みが可能となりますし、事業者にとっても、予約に要する事務の簡素化が図られるものと考えているところでございます。

●竹内孝代委員 年齢に合わせて、それぞれ補

助単価を引き上げていくということは、一定程度、安定的な施設運営につながるものというふうに思います。ただ、それが十分かどうかということも含めて、引き続き検討が必要かなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

また、オンライン予約の導入についてですけども、以前より会派として、子育てDXということをお願いをしてきました。こうした一環になるかと思えます。

親子の利便性を高めることはそうなのですが、実際、実施施設にとって、かなり事務的な作業が大変だという声も聞いておりましたので、予約対応などの事務負担の軽減にはつながるかなというふうに思います。

こうした運営面での事務負担の軽減を図るということは、実施施設の拡大をしていくという観点から必要だというふうに思います。準備をしっかりと進めていただいて、早期の導入を求めさせていただきます。

こども家庭庁が創設されまして、こどもまんなか社会を目指した様々な政策展開がスピードを上げて全国で進めている中の新たな取組の一つとして、このこども誰でも通園制度というものがあると認識していますが、この2年間、全国各地でモデル実施、そして試行実施による検証が行われてきておりますが、試行実施等の実施園というのは全体の約1割であります。

本格実施に向けて、よりよい制度とするために、札幌市が早期にこの試行実施を行い、次年度も引き続き取組を進めるということが意義があるものであり、評価をさせていただいております。

加えて、議会で、本市職員をこども家庭庁に職員派遣するといったことを提案させていただきました。早速派遣もしていただきまして、私ども、定期的にこども家庭庁を訪れ、意見交換してきますが、こども家庭庁長官官房少子化対策室専門官として2年間活躍された職員については、本当に即戦力として活躍をされて、大変優秀であるというふうにも伺ってきたところでありますが、この

3月で子ども未来局に戻ってくるといった人事も、昨日、発表がありましたので、確認させていただきました。

札幌市は子育てしやすいまちとして、また道都としてその取組をリードしていくという使命を担っていると思います。今回のこの新たな制度の本格実施までのこれからの1年間というのは、とても大事だなというふうに思います。

そうした意味でも、これまで我が党は、この制度を確かなものとするために、国に対して、例えば具体的に政策提言として、職員配置、また設備の基準、1人当たりの利用上限時間など、地域の実情に合わせた、柔軟な制度導入ということが必要だということ、また、育児と多様な働き方の両立推進というものができるように、さらなる整備が必要であると。利用者側、事業者側から求められるニーズに応えられる制度の構築、また持続可能な運営が可能となるような財政的措置の拡充を行うということを、今後も強く求めていきたいと考えているところであります。

そうした中、本市においても、今後はさらに実施園だけではなく、未実施の園からも現場のお声を丁寧に聞きながら、本格実施に向けて、支援を必要としている子育て家庭を受け入れていくのに必要な準備を進めていただきたいと考えております。

そこで、最後の質問ですが、こども誰でも通園制度の名称のとおり、今後、障がい児や医療的ケア児も等しく、この制度を利用できるような環境をぜひ整えていただきたいと考えておりますけども、今後どのようにそうした受入れ環境を整えていくのか伺います。

●伊藤子育て支援部長 障がい児や医療的ケア児の受入れに関するご質問でございます。

事業者に対する補助単価につきましては、既に加算の仕組みがございまして、1時間当たりの基本単価に加えまして、障がい児は1時間につき400円を、そして医療的ケア児につきましては、一時間につき2,400円を上乗せをしているところ

でございます。

この試行期間中における実際の受入れは、現在のところ、障がい児が1件ということでございますけれども、引き続き、障がい児や医療的ケア児の保育ニーズや受入れ状況などを確認しながら、必要な対応を見極めてまいりたいというふうに考えてところでございます。

その上で、誰もが安心して利用できる環境となるよう、必要に応じて国に対して制度の充実を求めてまいりたいと考えております。

●竹内孝代委員 現在、札幌市内の保育所等で障がい児保育を行っている園というのが、公立私立を合わせると219園、また医療的ケア児を受け入れている園というのは11園あるというふうに承知しています。

今回のこども誰でも通園制度における障がい児、または医療的ケア児の受入れといったものについては、議論するのは早いのではないかとといった声もあるやに聞いておりますが、1年後に本格実施をスタートした際に、子どもを通わせたいとご相談があった場合に、受け入れる環境が整っていないんですとお断りするような悲しい対応とならないよう、今から課題を洗い出して、そして実施ができるような環境に向けた準備を考える必要があると思っております。

私は23年間、乳幼児保育教育の現場に携わる中で、法人の役員として、道内の札幌市をはじめとする東京、横浜に八つの保育園を立ち上げ、また六つの自治体と連携してきた、そういう経験をさせていただいたのですが、やはり大切な乳幼児をお預かりする以上は、安全第一、そして良質な保育サービスが提供できるような保育環境を整える。そうしたことをするためには、法人等の事業者側を支える行政の支援なくして、事業者は大切な決断をすることができないということを学んでまいりました。

私どもも国に対して、通園を希望する子育て家庭を分け隔てなく受け入れることができるような人員確保、保育スペース等をするためにも、加算

額の上乗せ、これをしっかりと求めてまいりますし、本市からも、試行実施を踏まえた検証結果から必要な要望を具体的にしていっていただきたいなというふうに思っております。

これまで、国による子ども政策の推進に向けては様々な節目がありました。

10年前、子育て支援新制度というものがスタートしまして、認定こども園という新たな枠組みが誕生したとき、多くの不安の声、懸念の声が上がりました。スタート当初は、札幌市内で認定こども園として運営を開始したのは23園でした。しかし、現在は239園となっております。

言うまでもなく、新たな制度をスタートさせるときは、期待するものも多くある一方で、不安や懸念もあり、様々な議論を通じて、入念な準備が必要です。そうした考えから、創設を提案してからの3年間、何度も質疑で取り上げてまいりました。

こども誰でも通園制度という新たな取組については、試行実施を継続して、今後引き続き検討が行われていくとは思いますが、まずは喫緊の課題である育児不安、また児童虐待の発生率が高いとも言われている、こうした乳児を持つ子育て家庭への支援を充実させていくためにも、また子どもの成長に資する保育環境の提供を行っていくためにも、孤立せず、安心をして子育てができるという実感を持ってもらえるような、こども誰でも通園制度としていただきたいと思っております。

ぜひとも利用者、事業者の現場の声を丁寧に聞き取り、本市にふさわしい制度の在り方について検討を進めていただくことを要望して、全ての質問を終わります。

●吉岡弘子委員 私は、保育士修学資金貸付について質問します。

厚生労働省の一般職業紹介状況によると、2024年1月の保育士の全国求人倍率は、全職種1.35倍に対し3.54倍と高く、依然深刻な保育士不足にあり、本市の2022年の調査では、45.5%の保育施設

が保育士の不足を挙げています。

保育のニーズが高まる中で、市内の認可保育所等の保育施設数は大幅に増える一方、今年1月には、長く保育科を擁してきた短大が、定員割れが続く下で、2026年度からの募集停止を明らかにしています。

保育士の養成と人材確保を目的とした、国の保育士修学資金貸付等制度を受けて、札幌市では2016年に保育士修学資金等貸付事業を開始し、翌年から貸付けが始まって、今年度で8年になります。

この事業は、保育士修学資金貸付をはじめ、保育補助者雇上費貸付、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付、保育士就職準備金貸付の4種類があり、いずれも札幌市内の保育施設で一定期間勤務する要件や、貸付期間中に保育士資格を取得するなどの要件を満たせば、返還免除となります。

この中で、保育士修学資金貸付について質問いたします。

保育士修学資金貸付は、保育士の奨学金制度です。保育士資格の取得を目指す学生に短大や専門学校など、指定保育士養成施設で学習するための費用を月額5万円以内を最大2年間、入学準備金20万円以内、就職準備金20万円以内を貸し付け、札幌市内の施設に5年間勤務すれば、返還免除となる制度です。

返還免除の対象となる施設は、保育所や認定保育園、小規模保育事業、事業所内保育事業をはじめ、乳児院、母子生活支援施設など、児童発達支援を行う施設など、多岐にわたっています。

そこで質問ですが、保育士修学資金貸付事業のこれまでの利用実績を伺います。また、これまでの返還免除数と、免除とならなかった人数をお聞きします。

●渡邊支援制度担当部長 保育士修学資金貸付事業の貸付実績につきましてのご質問でございます。

貸付人数につきましては、事業を開始した平成

29年度から令和6年度までの8年間で、915人となる見込みでございます。

また、札幌市内の保育所等に5年間勤務し、令和6年度までに、貸付金の返還が免除となる方は78人でありまして、その一方で、5年間の勤務要件を満たさず、返還免除とならない方は137人となっております。

なお、現在、保育所等での勤務を続けている方が700人となっております、その方々が5年間勤務を継続することで、返還免除となる方は今後増加していくものと考えております。

●吉岡弘子委員 8年間で、915人の方が修学資金の貸付けを受けたとのことです。

この数字は、現在学生の方や働いて5年たっていない方も含めた人数です。このうち、5年間勤務して、返還免除になった方は78人、そして保育等の仕事に就職しなかった場合や、5年未満で退職をして、借りた修学貸付金を返還することに決まった方は137人だということです。

何らかの理由で仕事を続けられず、保育士修学資金を返済している方々が一定数いることが分かります。

そこで質問ですが、せっかく学んで仕事に就いたけれど、一定数の方が返還免除を受けられず、5年間定着できずに辞めています、なぜ定着できなかったのかについて、本市のお考えを伺います。

●渡邊支援制度担当部長 就業継続しなかった理由についてのご質問でございます。

先ほど、ご答弁申し上げましたとおり、返還免除とならない方は137人でございまして、貸付人数の約15%の方が、就業継続しなかったものと認識をしております。

返還免除の要件の一つであります、5年間の就業継続をしなかった理由でございますけれども、他業種への転職、あるいは結婚等による市外への転居など、個別事情によりまして様々でございます。

札幌市といたしましては、今後もより多くの

方々に就業継続をいただけるよう、保育士の処遇改善について、引き続き国へ働きかけていくとともに、保育士業務の負担軽減などにも取り組んでまいります。

●吉岡弘子委員 保育士修学支援貸付事業は人材育成ですが、その後の定着について、貸付制度に限らず、保育士確保の事業の中で取り組んでいくということです。

2021年度実施の札幌市私立保育連盟調査では、学生が保育者として安心して働き続けるための取組として希望していることで最も多かったのが、給与、賞与などの処遇面、休暇制度、修学資金の支援と続いています。働き続けるために修学資金の支援を希望していますが、返還免除を受けない方の中に、免除を受けたくても勤務地や勤務年数の算定などで受けられなかった例がないのか、市としても把握に努めていただきたいと思っております。

本市は、私立保育連盟の調査でも示されたように、修学資金の支援は学生から求められていることが分かっています。学生が学び、希望をかなえて働き、そして働き続けられるための制度となるよう求めて、質問を終わります。

●荒井勇雄委員 まず初めに、質問に入ります前に、少々前の記事になりますが、昨年の12月14日ですね、日経新聞の朝刊、子育てしやすいまち全国8位、札幌市学童保育待機ゼロということで、札幌市の子どもに対する取組を大いに評価をさせていただきたい、このように思います。

さて、ここからは、札幌市で例年件数が上がっております片親による連れ去り問題、実子誘拐問題について、私から質問をさせていただきます。

実子誘拐問題とは、離婚協議中、もしくは離婚話が持ち上がっている中、片方の親の都合で、ある日突然、自分の子どもを連れてしまい、一切の連絡を断ち切る犯罪行為であります。

昨年3月、卓球の福原愛氏が台湾籍の旦那様から同意もなく無断で子どもたちを連れ去り、海外メディアから誘拐、拉致と報道されまして、世間で大変物議を醸した事件として記憶に新しいかと

思われます。

福原愛氏の事件は、夫婦間の婚姻前契約で、離婚後も共同親権を確立していたため、実子を返したことで事なきを得たと言われておりますが、実際、あのまま子どもを返さなければ、実子誘拐、拉致をしたとして、諸外国では軽犯罪ではなく、重罪に当たります。一国では3年から7年の懲役刑でございますが、実際に25年以上の判決が出た事例も確認されています。

なぜ、このような例を取り上げたかと申し上げますと、実際に被害に遭われた当事者の方からの調査報告がありました。

本市において、実子誘拐の件数が近年爆発的に増えていることが確認されたからであります。

毎年発表されています法務省の検察統計による未成年者略取誘拐の受理件数の全国総数より、札幌地検で上がった受理件数を割り出しました。

2006年からの調査によりますと、2006年から2017年まで、平均して全国で200件前後の実子誘拐が受理されております。札幌市も10件以下として、例年横ばいでしたが、全国で2018年から近年の23年まで300件を超え、21年には416件、22年は453件、直近23年は551件と爆発的に増えています。

では、札幌市はどのような状況なのかと申し上げますと、札幌も同様に、20年には14件、21年には12件、最後の調査記録ですと、23年は26件と、札幌10区で平均して2.6件受理されることとなります。

受理件数ですので、実際の数にはさらに多いことは容易に想像できますが、受理件数のみをとってしても、大変な数の子どもが毎年誘拐に遭っているということになります。

また、相手方を起訴した場合、連れ去られた子どもへの悪影響もあり、実際に訴えないで泣き寝入りする場合も数多く報告が上がっております。

この実数の数倍が札幌市で行われていると想定されることを申し上げたいと思います。

また、この統計項目としまして、人身売買を含

むということですが、日本国内で人身売買における誘拐件数は確認されていないので、含まないと法務省の方に直接確認を取った上で実数値となることを、ついでに付言申し上げたいと思います。

さて、片方の親が子どもを勝手に連れ去ること、未成年者略取誘拐罪に関しましては、刑法224条に該当しますと、令和元年11月27日の衆議院法務委員会、令和3年4月13日及び昨年12月19日の参議院法務委員会、いずれも当時の各法務大臣のご答弁によって確認をされております。

このことを鑑みるとともに、児童権利条約第9条には、両親の意思に反して、子どもを両親から引き離してはなりませんという規定がございます。ぜひとも、この9条を守っていただきたい、このように思います。

国際法に関しましては憲法よりも優先されますという法学者の一部の見解もありますので、9条を遵守していただきたい限りであります。

そこで質問させていただきます。

第3回定例市議会決算特別委員会において、我が会派の坂元からの質疑において、両親権者の合意なく、転園が行われた事案に対し、本市としての回答として、法的に問題がないとのご回答でしたが、未成年者略取誘拐罪に該当するものであっても、法的に問題がないという認識でよろしいでしょうか。

●渡邊支援制度担当部長 保育所等の転園に関する手続についてのご質問でございます。

子ども・子育て支援法におきましては、子どもを現に監護する者を保護者と規定しておりまして、令和6年3定でのご答弁のとおり、現状の手続に問題はないと認識しております。

なお、委員ご指摘の未成年者略取誘拐罪が該当する場合の認識についてでございますけれども、犯罪に該当するかどうかは司法が判断する事柄でございます。札幌市といたしましては、今後も関係法令等に基づき適切に対応してまいります。

●荒井勇雄委員 子どもにとっては緊急時に片

親の場合より、両親が把握できる場合の方が安全であると当然考えます。

令和8年5月からは養育費の請求が容易になることから、ひとり親世帯の児童扶養手当の減額が想定されます。

市として保育料を徴収するに当たり、片親のみの情報把握と同意だけですと徴収が困難になることが予想されることを申し上げたいと思います。

その上で、先ほど司法の話になりましたが、法的に問題がないのと訴訟のリスクがあるというのは別物でございます。

未成年者略取誘拐罪に、市が幫助していると被害者が認識して、国家賠償請求を提起された場合、市では弁護士に依頼する必要があり、その弁護士費用は当初年度予算に計上はされておらず、さらにその用途の是非も、札幌市民に問う必要が出てまいると考えます。

訴訟リスクを減らして予防していくことは、地方自治法1条2の2で規定されておりますように、自主的かつ総合的に実施する役割を担い、国ではなく市の努力で達成していかなければなりません。

実子誘拐に対する市の対策は、国際都市を目指す上で、今日の今日、今の今、解決すべき喫緊の課題と考えております。

と申しますのも、本問題は本邦2013年5月22日にハーグ条約締結加盟後、昨年8月24日の報道特集の報道でもあったとおり、海外の国際結婚、後に離婚後に海外から日本への連れ去り事例が国際問題になっているからであります。

私が関係者に聞き取り調査したところ、オーストラリアでは86人、フランスでは170人、アメリカでは500人以上の子どもが連れ去り被害に遭っております。これは日本国が犯している連れ去り犯罪であります。

2020年7月8日、欧州EU議会からも、我が国に対し、実子誘拐禁止を求める決議を賛成686票と、大多数の賛成決議をもって警鐘を鳴らされております。

その上で、2015年5月15日、当時のキャンベルアメリカ国務次官補が来訪した際、子ども連れ去りに対し対処しなければ、北朝鮮問題でのアメリカの支援にも影響を及ぼすと外務省幹部に警告がなされたこと外務省筋から明らかになりました。

また、昨年の5月22日、アメリカ下院外交委員会において、クリス・スミス下院議員は、我々は北朝鮮に拉致された日本人のために声を上げていますが、国際結婚後、日本に拉致された500人以上のアメリカの子どもたちの返還を訴えるべきではないかというような旨の発言がありました。

その上で、令和2年7月21日、男女共同参画会議調査会で提出されました麗澤大学、高橋史郎教授の意見書からも、ここを読み上げさせていただきます。自国民による拉致を全面的に擁護しつつ、北朝鮮に拉致された日本人を助けてくれと訴えても、どの国がまともに取り合うのであろうか。北朝鮮に拉致された子どもを取り戻す日本政府のポスター、拉致、日本は見捨てない、必ず取り戻すの言葉は、日本をEUやアメリカに置き換えれば、欧州のポスターとして、そのまま使用できるのではないかと、日本の実子誘拐問題は、国際社会で北朝鮮拉致問題と同等との趣旨の記述があります。

この問題を取り上げましたのは、この札幌市でも北朝鮮に拉致されている方々というのは実際に確認されておまして、道警のホームページにも記載されているとおりでございます。

このような背景の下、各自治体、全国各地で積極的に実子誘拐問題に対して、抑制を促す上で対策を取る動きは加速をしております。

例えば、神奈川県をはじめ、東京北区、愛知県刈谷市、あま市、兵庫県尼崎市、大阪府大東市、千葉県市原市、館山市、三島市といった地域でございます。

さて、本市に戻りまして、その上で、秋元市長が掲げる、札幌は国際都市を目指すに当たり、高度人材受入れを積極的に推進する必要があるというご答弁を度々されております。

札幌市の国任せの消極的態度は、国内拉致を容認し、国際化を進める気はありませんとも捉えかねないおそれがあります。

そこで質問ですが、今後も本市としては、子どもの発育に影響を及ぼす面会交流の実施の担保に対して、行政としての対策は全て司法判断、国任せの対応に委ねると認識でよろしいでしょうか。

●伊藤子育て支援部長 面会交流に関する実子の担保についてのご質問でございます。

まず、民法の規定におきましては、父または母との交流に当たっては、父母の協議によって必要な事項を定め、その際には子どもの利益を最も優先して考慮しなければならないとされているところでございます。父母の協議が調わないとき、協議をすることができないときは、家庭裁判所がその事項を定めるものとされているところでございます。

また、一方の親が、家庭裁判所での調停や審判などの取決めを守らないときには、申出によりまして、家庭裁判所が状況の調査や履行の勧告ができることなども、法令で定められているところでございます。

札幌市といたしましては、相談窓口に具体的な相談が寄せられた場合には、こうした家庭裁判所での手続等について案内するなど、必要な対応をとってまいりたいと考えております。

●荒井勇雄委員 先ほど、渡邊支援制度担当部長からも札幌市は司法の判断に委ねるということでご回答いただいたと認識をしております。

それでは、札幌市が任せております司法判断、家庭裁判所の運用は、実子誘拐問題について、どのように取り扱われているかというのを振り返ってみたいと思います。

本件に関しましては、2月24日に出版されました家裁のデータラメという書籍に詳しく、先日の3月13日参議院法務委員会での質疑でも引用され、大変反響が大きかったので、改めて振り返らせていただきます。

調停委員が言いました。なぜお子さんに会いた

いのですか。なぜお子さんに会いたいのですかと調停委員が言います。当然でしょう、親なんですから。女性裁判官、子どもに会いたいのなら、奥さんに土下座してお願いしたらどうですか。お願いお願いと言われました。なんで自分の子どもなのに、奥さんに土下座をしなければならないのですか。それを調査官が公の場で発言をしているんです。娘が連れ去られ、一度も直接会えておりませんし、連絡もつきません。家庭裁判所で生きてるかどうかすらも分からないんですと訴えますと、裁判官はこう答えられました。死んだらニュースになるし、今ニュースになっていないから死んでないということだ、真顔で発言があったそうです。

いかが思われますでしょうか。裁判官は当事者に対して、こんな非人道的な発言を平然となさっている現状があります。

女性裁判官、どれだけあなたが頑張ろうが、相手が無理と言っているんですから無理です。どっちが親権者として向いているかじゃないんです。実は親権者は何を基準に決めているかもありません。今日はどっちが親に向いているか、判断されに来ております。本日、相手が来てないこともきちんと加味をしてくださいと、当事者のお父さんは訴えました。

裁判官はこれに対し、奥さんは仕事で来られないんじゃないのか、同居親が出廷されないとこれだけの別親が不利になります。家裁の裁判官は言いました。調査報告書によれば、DVも虐待もありませんでした。確認されませんでした。以上です。

その上で、このような実態ありながら、また写真を送るだけの間接交流の場であったり、月1回2時間だけの直接交流の約束を取り付けたものの、自分の子どもに会うのに1時間3万5,000円も支払わなければ実の子に会えない事例、数百万単位で弁護士費用を支払っている当事者も数多く事例として確認をしております。

現状、子どもに連れ去られた側の親は、連れ

去った親との連絡もままならない状況にあります。このため、札幌市の相談対応機関であります子どもアシストセンターに相談せざるを得ない状況に置かれております。

この子どもアシストセンターに相談しますと、具体的な相談には対応してもらえず、裁判や調停を進めるだけの対応に終始しており、連れ去られた側の親にとっては全く頼りにならない機関となっております。これ、私も同席しましたので、よく存じております。この状況を打破するために、本市の適切な指導が必要と考えます。

そこで質問ですが、本市は子どもアシストセンター相談員に、安易に裁判や調停を促すだけでなく、連れ去った側の親や子どもに連絡を取るなど、適切に調査等を行うべく、必要な指導を行うべきと考えますが、本市の今後の対応をお伺いいたします。

●浅山子どもの権利救済事務局長 子どもアシストセンターの今後の対応方針についてお答えいたします。

子どもアシストセンターは、救済員の統括の下、相談員、調査員が子どもに関わる相談に幅広く応じ、子どもの最善の利益の実現のため、必要な助言及び支援を行っております。

相談内容から、福祉、警察、司法など、各分野の専門機関による対応が望ましいと救済員が判断した場合には、より適切な機関を紹介しているところでございます。

個別の事案に関しまして、この場で詳細を申し上げることは差し控えますが、札幌市は救済員が子どもの負担軽減という点を考慮した上で、家庭裁判所により手続が最善であると判断したことを承知しておりまして、その判断を尊重すべきものと考えております。

●荒井勇雄委員 他都市で起こった事例を申し述べておきたいと思っております。

市が法テラスを安易に紹介したために、法テラスが案内した弁護士が調停で、偽証罪がないことをいいことに、虚偽DV申請と親子断絶を依頼者

に誘導していた事例が確認をされております。その結果、行政の紹介責任者が追及されるという報告を受けております。

さて、今まで私は連れ去られた親の立場での展開してまいりましたが、実際に連れ去られた子ども、当事者はいかがなんでしょうか。実際に連れ去れた子どもは、連れ去られた親が死んだですか、お父さん、お母さんが悪い人だったといったうそを連れ去った側の親から、何度も何度も吹き込まれるといった親子阻害に遭っている事実があります。引き離された親と連絡をままならない、つらい日々を過ごしている現状があります。

連れ去り行為は一般的に、ある日突然、転校を強いられたり、転園を伴って人間関係や片親までも失い、加えてクラスに数人しかいない離婚家庭という後ろめたさもあるためです。

新しい環境になじめず、不登校や非行に走る一人親家庭が多いのも内閣府のデータからも明らかになっております。

先ほどの男女共同参画の意見書を振り返りますと、子どもを最初に連れ去り、切り離しを行った状態を継続させていることが、子どもの最善の利益を保証するという、世界に例のない不平等な取扱いが我が国では日常化しております。

毎年15万人もの親が、親子が生き別れになるという桁違いの人権侵害を、これ以上放置してはならないと申し上げています。

面会交流も国内では、1か月に1日数時間程度と一律に決められることが多いですが、諸外国では、発達心理学の科学的知見に基づく発達段階に応じた面会交流の頻度と時間が決められているということでもあります。

大変質問が長くなりましたが、札幌児童相談所が発行している冊子を確認させていただき、意見を述べて、私の質疑を終わらせたいと思っております。

昭和26年5月5日の札幌市で出している、児童憲章、児童は、人として尊ばれる。すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。すべての児童は、家庭で正し

い愛情と知識を技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これに代わる環境が与えられる、ということでございます。

児童の権利に関する条約、子どもの成長のために最も何が大切かを考慮いたしましょう。

平成20年11月7日に制定された札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例、大人は子ども自身の成長・発達する力を認めるとともに、言葉や表情、しぐさから、気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。

町田副市長、このような現在進行形で本市で起こっている問題をぜひとも秋元市長にご進言していただきたい、このように思います。

本日は、国会で何度も呼ばれ、実のご子息様が自死された札幌の当事者の方も傍聴席にいらっしゃっております。

私もその方が亡くなられた当日、立会いをして、昨日のごとく覚えております。

いま一度、本日の私の質疑を踏まえまして、本市におかれましては、司法と国任せの実情を改めまして、札幌市で現在起こっている実子誘拐問題に直視し、積極的に対処を求めていただきたい。そのように強く強く思いまして、私の質疑を終わらせていただきます。

●和田勝也委員 私からは、こども誰でも通園制度について、保育事業者が積極的にこの事業に取り組めるよう、制度の改善をするべきであるという観点から質問させていただきます。

こども誰でも通園制度は、子どもの成長の観点から、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的としている制度であり、国は令和6～7年度は自治体の任意事業として試行的に実施し、課題を検証して制度に反映した上で、令和8年度から全国に一斉スタートするとしております。

本市も令和6年8月から、全国では118の自治体で試行実施されており、令和8年度の本格実施

に向けて、子どもと保護者、事業者、行政が三方よしとなるよう、試行実施期間を経て、札幌市の実情に合った制度にしなければなりません。

まずは、この誰でも通園制度の実施に当たり、この制度を活用し、子育て施策にどう生かしていきたいのか、札幌市の思いをお聞かせいたします。

そこで最初の質問ですが、札幌市はこの制度を早期に実施することで、本市の子育て支援の施策にどのように生かしていきたいと考えているのか。また、この制度の対象者はどのくらいいて、そのうちどのくらいの子どもに使ってほしいと考えているのか、お伺いいたします。

●伊藤子育て支援部長 こども誰でも通園制度の子育て支援施策としての活用、そして対象者数と利用者数についてのご質問でございます。

この制度は、産後間もない乳児期から保育所等に通っていない在家庭の親子でも、保育士などの専門職と接点を持つことができ、孤立防止や子どもの健やかな成長に資するものと認識をしているところでございます。

札幌市における過去の虐待事案等を踏まえまして、この制度が果たす役割や効果に鑑み、早期に実施することにより、妊娠期からの切れ目のない支援の強化につなげてまいりたいと考えております。

次に、この制度の対象者数でございますが、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子どもは約1万人になります。制度を必要とする、できるだけ多くの方に利用いただきたいと考えております。

●和田勝也委員 この制度は、保育園や幼稚園に通っていない子どもや保護者にとって大きな意義を持つものと考えております。

そのため、本市としても、単に制度を導入するだけでなく、どのように子育て施策の中で生かしていくのか、そしてどの程度の方々に利用していただくことを目指すのか、明確な方向性を持つことが重要だと私は考えております。

より多くの方がこの制度を利用できるようにす

るためには、当然ながら受皿を多く、特に認可保育施設等を中心に実施してもらう必要がございます。

一方で、実施する施設にとっても、採算面や様々な面において、取り組んでよかったと思えるよい制度でなければなりません。

令和6年8月からスタートして、現在は来年度の実施事業者を公募している状況であると聞いております。

そこで次の質問ですが、来年度に確保する想定施設数と、現状の確保見込みがどのような状況になっているのか。併せて、令和6年度の試行事業の検証を踏まえた課題と、それに対して具体的にどのように対応していくのか、お伺いいたします。

●伊藤子育て支援部長 令和7年度の想定施設数と確保の見込み、そして施行を踏まえた課題と対応についてのご質問でございます。

令和7年度の施設数は、約50施設を想定をいたしまして予算を計上したところでございますが、現時点での確保の見込みは約20施設にとどまっているところでございまして、供給量をさらに確保していく必要がございます。

そして、今年度の試行の状況を踏まえまして、実施施設における保育体制の確保や事業の採算面などによる運営上の課題があると考えてございます。

これらの改善課題に対応するために、事業者の安定した運営につながるよう、補助単価の引上げやオンライン予約の導入を進めるほか、想定した施設数に現時点で届かない見込みであることから、実施を検討している施設に対しまして、説明会等を通じて、試行の状況を丁寧に説明してまいりたいと考えております。

●和田勝也委員 当初、令和7年度は50施設を予定しているということで、1億2,000万ほど予算計上していると思います。しかしながら、現在は20施設にとどまっているという状況であるということでした。

内訳を申し述べますと、令和6年が15施設、取組をして、そのうち、令和7年に継続して取り組む施設が8施設、うちやめるのが7施設、そして新規で、令和7年から始める施設が12施設、足して20施設ということになっております。本来は15施設プラス35施設で50施設ほど見込んでいたと思っております。

また、今後の課題は、保育士の確保と事業採算性であると。今後は補助単価の引上げ、またオンライン予約、つまり事務手続の簡素化を行っていくということでございました。

令和6年に試行実施した園に、我が会派でも昨年見学に行かせていただきました。

その園長は、園の理念として、保育園は地域にあってよかったと思ってもらえる施設になるため、地域の福祉ニーズにはしっかりと応えていきたいとの思いから、試行事業を始めたみたいですが、いい点として、一つ目、子どもは最初、1日目に来て、ずっと泣いて終わっていたけども、徐々に慣れてきて、子どもの成長をたくさん感じられた。二つ目、保護者が子どもの成長した姿、また自分が休むことによって休息を取れたということで、保護者が喜んでくれた。三つ目、園として新しいことに取り組んで、職員の適応能力が上がったということでございました。

また、厳しかった点につきましては、職員の理解が全然得られない。二つ目、職員の疲弊しかない。三つ目、事業採算性が合わないということで、ほかの施設の皆さんにも聞きましたけども、おおむね、大体このような回答でございました。

総じて、地域福祉のニーズに応えるという思いだけでは、継続していくのは本当に厳しい制度だと私は思います。

こども誰でも通園制度に取り組む社会的意義と事業採算性がアンバランスになっているため、なかなか実施する事業者が増えていないということが、先ほどの数字からも分かると思っております。

一方で、園長は、こども誰でも通園制度の実施

支援が少なかったため、違う区からも利用するお子さんがいたので、こども誰でも通園制度の一定の保護者ニーズはあると思うということも、併せて言っておりました。

事業者にとって、実情に合った制度を改善することにより、各園の運営主体では、事業採算性を確保できると私は思っております。

そのためには、一つ目、補助単価を引き上げる。先ほど部長おっしゃってましたけども、0、1、2の順番で、1,300円、1,400円、900円、これは国の基準でございますので、それプラスアルファで、札幌市の方で補助単価を引き上げる方法。二つ目が、月の利用時間が今10時間でございますけれども、この利用時間を引き上げて、毎日定期的に3人から5人、使えるシステムにするということが考えられます。

これは今、札幌市のほうでは利用時間は2時間以上という形になっておりますけども、これは園の裁量で決められますので、例えば、うちの園では基本的には6時間使ってもらえますよと、9時に来て、お昼食べて午睡して、3時に帰る、これをうちで使うんだったら、基本的に6時間使ってくださいよということになれば、10時間だったら2回も使うことができません。

例えば、先日、私保連の青年会議の皆さんと懇談をおんむら先生も一緒にさせていただきました。例えばの話ですけども、利用時間を上げるとします。そして1日5人の子どもが週5日、つまりは25人の方が毎週1回ずつ使うわけですね。1日5人が週5日、掛ける6時間、掛ける4週、掛ける12か月とすると、年間1,000万円ぐらいの補助が受けられるわけです。

ここで人件費が500万、600万になりますので、私保連の皆様へ聞くと、毎日アベレージで5人ぐらい来るのであれば、これは取り組む意義があるのではないかと。これを4人で試算したところ、800万円、これでも皆さんは人件費400万、500万だとしても、取り組む意義があるんじゃないかということをおっしゃってました。

また、後ほど福岡市型の話を出そうと思うのですが、福岡の園長に先日連絡をさせていただきまして、福岡は月の利用時間40時間になったことで、園の運用の仕方によって事業採算性も合いますし、地域の福祉ニーズにも応えられると、今のところ、取り組んでよかったという話をしてございました。

福岡市型では、利用時間の上限を40時間としております。先行して試行事業を開始し、利用時間を10時間とした際の課題を踏まえ、40時間に延ばしました。令和7年も本市の4倍以上の、5億円弱の予算を投じ、多くの子どもに使ってもらおうとのことであります。

札幌市でも40時間とまではいなくても、10時間を超えた利用も可能となるよう、検討していく必要があると思います。

国と本市が思う月10時間の利用にして、より多くの子どもに使ってもらおうという考えは、私も正しいと思いますけども、事業者が事業を実施してもらえなければ、そもそも定員枠も確保できませんし、本末転倒でございます。

より多くの子どもがより多くの時間を利用できるようにし、子どもが施設で過ごせる時間を増やすことで、事業者にとっても安心して子どもたちを受け入れる環境が整っていくのではないかと思います。

そこで最後の質問ですが、今後、こども誰でも通園制度の実施施設拡大に向けて、福岡市型のように利用時間を引き上げること、また国が実施する補助単価の引上げ以上に補助制度の改善を図っていく考えはないか、お伺いをいたします。

●伊藤子育て支援部長　利用時間の引上げや補助制度の改善についてのご質問でございます。

まず、利用時間につきましては、国では令和7年度におきましても、引き続き月10時間を補助基準上の上限としつつ、今後もその在り方についての検討が続いていく状況と認識をしているところでございます。

札幌市といたしましては、制度を必要とするで

きるだけ多くの方に利用いただけるよう、市内の供給量確保を優先しつつ、国における令和8年度の本格実施に向けた検討状況や、他都市の施策による効果の検証等を注視をしていきたいと考えております。

また、補助制度の改善につきましては、まずは国が本格実施に向け制度を構築していく中で行うべきものと考えておりました、令和7年度の単価引上げによる効果を見極めつつ、必要に応じて、国に対して補助制度の拡充を求めてまいりたいと考えております。

●和田勝也委員 市内の供給量を優先させるという意味では、先ほど提案した上限を延ばして、事業所がフレキシブルに運用できるようにすべきだと思います。

また、補助単価の引上げにつきましては、私たちは、国では政権の与党の立場でございますので、国会議員の皆様にはしっかり、この事業の有効性、必要性を訴えていきたいと思いますが、本市においても独自で上乗せできるように、ご検討いただきたいと思います。

また、福岡市では、施設改修、備品購入等補助金ということで、補助限度額の4分の3の320万円ですね、こども誰でも通園制度を行うに当たっての備品購入や施設改修ということも取り組んでおられますので、ぜひこういった補助金もあれば、取り組もうかなと思う施設も増えてくると思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

これらの改善を図り、子どもと保護者、事業者、行政が三方よしとなるよう取り組んでいただきたいと思います。

また、この事業を進めるに当たっては、私立保育園連盟の皆様と一緒に、意見交換を重ねながら取り組むことが重要でございます。

今現在の私保連の皆様のご思いとしては非常に慎重でありまして、なぜかという、保育士確保の問題、そして採算性が合わない、この二つから非常に消極的でございます。

先ほど、竹内委員から、新制度に移行したときに、認定こども園に行くか行かないかの判断のときも、最初は皆さん消極的で、その後、この制度に移行した方がいろんなメリットがあるよということで、みんな手を携えて一緒に渡って、爆発的に増えたと思っております。

そういった意味では、私保連周辺の皆様に、この事業の意義は理解されていると思うので、この事業が運営できるような制度にしているということをしつかりとアピールしていただきたいと思います。

最後に、この試行実施に向けて、令和6年に市民への周知、広報ということで、広報さっぽろですとか子育て情報サイトとか、子育てアプリのプッシュ通知でお知らせをして、また報道機関では新聞テレビ等で流れたと承知をしております。

また福岡の話をして申し訳ないんですけども、福岡市の高島市長は、会見でフリップを持って、福岡市型こども誰でも通園制度を始めます、上限時間を10時間から40時間に上げますということで大々的にアピールしているわけですね。

僕はそれを見たときに、やっぱり福岡市として、この施策をどうやって子育て施策に生かしていくのか、国の制度ですので、チャンスだと思いますのでという思いを非常に感じました。

本市においても、まだ試行実施だと思いますけれども、一番重要なのは令和7年、どういった形でこの制度を改善して行ってもらって、令和8年から、これは給付事業になりますので、一定のこの権利が生じますので、この令和7年の途中で、この上限ないし、様々な課題について見直しを行って、令和8年からしっかりと盤石の体制で臨むことを要望します。

本市の子育て政策において、この事業は、僕はゲームチェンジャーになると思っています。ですので、しっかりと取り組んでいただくことを求め、質問を終わります。

●おんむら健太郎委員 私からは、区保育・子育て支援センターちあふるの今後の役割について

と、障がい児保育補助について順次質問いたします。

最初に、区保育・子育て支援センターちあふるの今後の役割について幾つか伺います。

私たちの会派が早期実現を求めている区保育・子育て支援センターちあふるの全区設置については、平成18年度の豊平区、西区、手稲区の3区での設置を皮切りに、ようやく令和5年4月のちあふる・ちゅうおうの開設をもって達成されたところでもあります。

ちあふるは、保育機能と子育て支援機能を併せ持つ公立の施設でありまして、区レベルの子育て支援の拠点でもあります。

これまでも一時保育や休日保育といった多様な保育ニーズへの対応、常設の子育てサロンや子育て講座などの親子への支援、地域の子育て関係者との連携を図ってきたところでございます。

なお、ちあふる・みなみの保育機能は、19人定員の小規模保育事業となっており、多様な保育を展開するには施設面などで制約があると承知しております。

そのような中、昨今の出生数、乳幼児数の減少という社会背景の下、特に保育を取り巻く状況としては、保育人材の確保、保育士の配置基準の改善など、質の高い保育の確保、充実や、障がい児、医療的ケア児など、子どもの養育に困難を抱えている家庭への支援の充実など、多岐にわたる専門性の高い支援が求められております。

これは、公立施設、私立施設を問わず、喫緊の課題として対応していかなければならない状況だと感じております。

ここで、最初の質問に入ります。

こうした保育を取り巻く状況を踏まえ、区の子育て支援拠点であるちあふるとして、保育に関し今後どのような役割を果たそうとしているのか、考えを伺います。

●伊藤子育て支援部長 区保育・子育て支援センターちあふるの保育に関する、今後の役割についてのご質問でございます。

ちあふるは、区の子育て支援の拠点として、保育と子育て支援機能を併せ持ち、相互に連携しながら運営しており、保育においては、障がい児、医療的ケア児といった配慮を必要とする子どもの受入れも積極的に対応しているところでございます。

こうした保育の実践を通しまして得た知識やノウハウを施設への巡回指導や監査に生かすとともに、公開保育や障がい児保育に係る研修等を実施することを通じまして、各園の保育の参考としていただいているところでございます。

今後におきましても、多様な保育ニーズに積極的かつ柔軟に対応するとともに、そこで得た知識やノウハウを私立施設と共有することで、札幌市全体の保育の質の向上に向けて役割を果たしてまいりたいと考えております。

●おんむら健太郎委員 今回の答弁で、多様な保育ニーズに積極的かつ柔軟に対応することですか、ノウハウを私立施設と共有していくということでした。今後とも、公立施設として率先して様々な保育ニーズに対して対応されることを期待しております。

次に、ちあふるでのこども誰でも通園制度の実施について伺います。

これまでの保育施設などは、共働き世帯など保育を必要とする乳幼児を中心に保育をしておりました。

本日の竹内委員、そして和田委員の質疑の中でも取り上げられておりましたが、こども誰でも通園制度については、就労などの要件を問わず子どもを預けられるなど、保育の考え方そのものが大きな転換点を迎えているものだと思います。

現在、私立保育施設などでの試行的事業が開始されており、様々な課題が指摘されているところですが、多様な保育ニーズに率先して取り組んでいくとしている、ちあふるではまだ実施されておりません。公立施設としても、こども誰でも通園制度を実施し、私立施設とともに課題を共有し、解決していくことが求められているのではないで

しょうか。

ちあふるでは、障がい児保育はもちろん、医療的ケア児の受入れを進めてきていると承知しておりまして、現場保育士の負担は大きいのではないかと推察いたしますが、公立施設ならではのノウハウを生かし、受入れができる体制を整えて、私立施設とともに、そのノウハウを共有し合えるようにしていただきたいと思います。

そこで、次の質問に入ります。

今後のちあふるにおける、こども誰でも通園制度の実施予定について伺います。

●伊藤子育て支援部長 ちあふるでのこども誰でも通園制度の実施予定についてお答えいたします。

先行して、この制度の試行事業を実施している私立保育施設等の利用状況を踏まえながら、ちあふるでも実施できるように、必要な人員等の確保、そしてマニュアル整備など、準備を現在進めているところでございます。

令和7年度中には、まずはちあふる3か所程度での試行を予定しておりまして、令和8年度の本格実施に向け、実践を通じて課題を検証し、そこで得た知見を私立施設とも共有するなど、よりよい制度となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

●おんむら健太郎委員 まず、3か所のちあふるで実施ということで、検証を進めていくということでした。

ぜひ、積極的に、公立施設としての実施、検討していただきたいと思います。そして私立施設とともに、こども誰でも通園制度に係る課題解決、これに取り組んでいただきたいなと思います。

一方、ちあふる・みなみでは、この制度の実施の見通しが厳しい状況かと思われます。

先ほども触れましたが、ちあふる・みなみについては、平成27年度、真駒内緑小学校の跡施設を利用し開設したところでありまして、その保育機能は、他のちあふるの保育定員が60名から120名のところ、19名定員の小規模保育事業となってお

ります。

もちろん保育定員については、保育ニーズですとか、周辺の私立保育施設等との関係も踏まえなければなりません。

ただ、ちあふる・みなみだけが医療的ケア児保育やこども誰でも通園制度といった多様な保育を実施することができないという状況は改善しなければならないのではないのでしょうか。

先ほど答弁にもありました、ちあふるが今後果たすべき役割を、全区で等しく実施できる体制を整える必要があると考えます。

そこで三つ目の質問に入ります。

ちあふるが担うべき役割を踏まえ、ちあふる・みなみの保育機能を今後どのように充実させていく考えか、伺います。

●伊藤子育て支援部長 ちあふる・みなみの保育機能の今後についてのご質問でございます。

現在のちあふる・みなみの保育機能は、今お話がございましたけれども、指定管理者が小規模保育事業を行っているところ、ほかのちあふるとは異なり、施設規模等の制約もあるため、一時預かりや医療的ケア児の保育等の実施が難しい状況でございます。

ちあふる・みなみにつきましては、子育て支援機能を含めた行政機能の集積等を図っている真駒内駅前地区まちづくり計画に基づきまして、令和14年に供用開始予定の（仮称）南区複合庁舎の対象施設の一つとして、検討をしているところでございます。

これに合わせまして、南区における拠点施設として今後の運営形態、利用定員、さらには医療的ケア児に対する保育や、こども誰でも通園制度などの多様な保育ニーズへの対応方法等、保育機能のさらなる充実に向けて検討してまいりたいと考えております。

●おんむら健太郎委員 令和14年度の複合庁舎の開設に合わせて、保育機能の充実を検討していくということでした。

令和14年度となりますと、今から数えて7年も

先の話になりますので、多様な保育ニーズに関しては、現在のちあふる・みなみの機能充実を引き続き検討していただきたいと思ひますし、また、ほかの区のちあふるとも連携を図るなどの方策を検討していただきたいと思ひます。

そして、この質問における要望となりますが、こども誰でも通園制度には、一般型と余裕活用型の2パターンございますので、民間保育施設と子どもの取り合いにならないように、公立施設と、そして私立保育施設のすみ分けができるように取り組まれることを求めておきたいと思ひます。

また、私たちの会派は、先の代表質問で、子どもの発達や関わり方に困り感や不安を抱える保護者が増加している中、地域に根差した療育支援について今後どのように展開していくのかと伺いました。

本市からは、常設の子育てサロンのあるちあふるにおいて、専門職が関わる中で早期からの療育を支援することに効果があるものと考えていること、そして来年度、ちあふる・とよひらで療育支援に係る取組を試行的に実施し、課題の検証を進め、地域に根差した療育支援の在り方を検討していくという回答がございました。

こうした点からも、市全体の保育と子育て支援の充実を図っていくために、ちあふるが果たす役割というのはますます重要になってくると思ひますので、全区のちあふるが同じ水準の保育、子育て支援の機能を発揮できるよう、早期に体制整備されることを求めまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、障がい児保育補助について幾つか伺います。

認可保育所は、国が定める公定価格に基づいた給付費を主な原資として運営されておまして、より質の高い保育を提供するために、札幌市では独自の補助事業を保育施設に対して実施しております。

特に、心身に障がいがある子どもを保育している保育所等に対しては、その子どもの状況に応じ

て職員などを追加して配置できるよう、人件費などの補助を行っているところです。

幼児期は子どもの成長にとって非常に重要な時期でありまして、とりわけ発達に課題のある子どもが、将来的に自立し、社会で活躍するための基盤を築くためには、この時期に適切な支援を受けることが欠かせません。このことについては、ほかの委員からもいろいろご指摘があったかと思ひます。

そしてそのためにも、障がいがある子どもを手厚く保育するための人件費などの補助は、子どもにとっても施設にとっても非常に重要なものと考えます。

そこで最初の質問に入ります。この障がい児保育補助制度の現状について伺います。

●渡邊支援制度担当部長 障がい児保育に係る補助事業の現状についてのご質問でございます。障がい児保育補助事業の対象児童につきましては、障がいに関わる手帳、または判定・療育関係機関の診断書に基づき決定しておまして、令和7年度におきましては、児童1人当たり年間約113万円の補助を予定しております。

しかしながら、保育関係団体等からは、障害児認定を受けた児童一人に対して、職員一人を配置して保育をするケースが多く、この補助単価では十分な職員を雇用できないことから、補助の増額について強い要望を受けているところでございます。

さらに現在、障がい児保育補助事業の対象児童は、少子化の中にあっても年々増加しておまして、アクションプラン2023策定時におきましては、計画期間中に400人程度と想定していたところ、令和6年度には500人を超えまして、必要となる事業費も計画を大幅に超える見込みとなっております。

●おんむら健太郎委員 札幌市では、障害者手帳や診断書に基づき支援する子どもを決定している。そして、その対象となる子どもが令和6年で500名を超えてらっしゃると、年々増加している

ということでした。

しかし、各園の保育の現場では、手帳やこの診断書を持たないものの発達に課題があり、個別の関わりが必要な、いわゆるグレーゾーンと言われる子どもについても、非常に増えているという認識を持っております。

令和5年度に、先ほど来、お名前出ております私立保育連盟さんが調査された報告書からも読み取れることをごさしまして、これは子ども未来局の皆さんも存じ上げているかと思えます。詳しくはこの場では申し上げませんが、私どもも、グレーゾーンの子どもの数が非常に増えているなど認識しているところでございます。

私は保育士として、グレーゾーンの子どものたちとずっと関わってまいりました。その中で、感情をコントロールすることが難しいお子さんというのは、自分の意思を示すときにほかの子どもに手を挙げてしまうこともよくあるんですね。年長児になりますと、5歳、6歳になってくると、力もすごく強くて、その子どもが暴れてしまうときには、ほかの子どもがけがをしないように、別の部屋と一緒に着いていくですとか、マンツーマンで落ち着くまで対応するんですけども、私自身、顔面を叩かれたり、また腕を叩かれたり、かまれたり、両腕がアザだらけになったり、これは私もありましたし、仲間の保育士でもございました。

ほかにも、クラスの部屋にとどまることが難しいお子さんというのは、部屋を飛び出してしまうんですよ。そうすると、同じクラスを持っている別の担当の先生に追いかけてもらうんですが、今度はクラスの中の集団保育を行う保育士の人手というのが足りなくなってしまう、こういうことも日常的にあるんですね。

子どもの発達についてというのは、保護者さんとも相談もしますが、なかなか保育施設として、子どもの状況を伝えることの難しさですとか、保護者としても、障がい児の認定を受けに行くですとか、もしくは診断を受けに行く。こういったことについて、心理的にハードルが高いという面も

ありまして、結果として、保育施設も保護者も子どもたちも困ってしまうということが、現場ではよく起きております。

これらは、あくまで私が体験した一例でありまして、市内の保育施設はもっと多くの事例があると思えますし、本日質疑に立たれた和田委員や竹内委員のもとにも、こういった現状の現場の声というのは届いているかと思えます。

グレーゾーンの子どもの支援の大変さというのは、障がい児認定を受けている子どもと同じ、またはそれ以上の場合もあり、グレーゾーンの子どもの支援を厚くすることは大変重要だと認識しております。

グレーゾーンの子どものに対しても職員を配置し、支援することは、その子ども自身にとっても、また周りの子どもにとっても、安全な環境を提供することにつながり、集団生活に適應していくための社会性やコミュニケーション能力を育てていくためにも重要です。

保育の現場では、個別に関わりが必要な子どもに対しては、現状、本市の補助の対象外であっても、限られた人員の中でできる限りの対応は行っております。しかし、本当に必要とされる個別のきめ細やかな対応は非常に難しく、子どもの発達にとって十分な環境を提供できていないというのが実態です。

発達に課題があるが、診断基準に満たない子どもについても、適切な支援が受けられる環境を整えることは、子どもの発達に課題や不安を抱える保護者や保育の現場で過度な負担により疲弊している保育士にとっても非常に重要です。そして、何よりもその子ども一人一人の健やかな成長に欠かせないものと考えます。

そこで、次の質問に入ります。

障がい児認定は受けていないものの発達に課題がある児童を受け入れている保育所等に対して、補助制度など、より充実した支援が必要であると考えますが、本市の認識を伺います。

●渡邊支援制度担当部長 障がい児認定を受け

ていない児童への支援についてのご質問でございます。

発達に課題のある児童の健やかな成長を支援する上で、保育現場において、児童の個々のニーズに配慮しながら適切な支援ができる体制を整えることの重要性は、十分に認識しているところでございます。

関係団体からは、障がい児保育の認定を受けていないものの個別に配慮が必要な児童は、市内の保育所に約2,000人いるとの調査結果があり、こうした児童に対する補助がないため、現場において必要な支援ができておらず、また職員も強い負担を感じていると、そういった声も伺っているところでございます。

引き続き、各施設や関係団体等々、丁寧な意見交換を重ね、札幌市の保育所に対する補助制度全体の中で、障がい児保育補助を含めた必要な支援の在り方について検討してまいりたいと考えております。

●おんむら健太郎委員　こういった子どもに係る補助メニューなどに関しましては、数値化したりですとか、目に見える効果を図ったりするということが大変難しい分野だと思えます。

そのため、子ども関連の予算というのはなかなか増えなかったりですとか、実現しなかったりということ、また、後回しになっているように感じてしまうことが多々ございます。

しかし、本市が目指す子育てに優しく、子どもがのびのびと成長するまち、これを本気で考えるのであれば、今後、障がい児認定を受けていない子どもへの支援についても、真摯に取り上げていただきたいと思います。

このことを強く求めまして、私の質問の全てを終わります。

●村上拓司委員長　ここで、およそ20分間、委員会を休憩いたします。

休 憩 午後 3 時18分

再 開 午後 3 時40分

●村上拓司委員長　委員会を再開いたします。休憩前に引き続き、質疑を行います。

●前川隆史委員　私からは2項目、子育てデータ管理プラットフォームについて、それからさっぽろ結婚支援センターの取組について順次伺います。

まずは、子育てデータ管理プラットフォームについて伺いたいと思います。

我が会派では、子どもの幸せを最優先させる社会を目指して、地域社会全体で子どもたちの健やかな成長を支えるための取組を推進しております。中でも、子どもの心身に深刻な影響を与える児童虐待については、対策の強化を繰り返し主張してまいりました。

しかしながら、近年の児童虐待の増加は深刻な状況でございまして、札幌市でも全国的な傾向と同様に、令和5年度の児童虐待相談対応件数は2,627件と、過去最多の数字となっております。

また、令和元年6月の痛ましい事案を受けて、先日の改革推進室への質疑のときにも触れましたけれども、私は令和2年第1回定例市議会でいち早く、各部署が所有するデータの連携と組織間の情報共有の必要性を求めさせていただいたところでございます。

そして、令和3年7月から導入されました子育てデータ管理プラットフォームでは、各システムが持つ情報が時系列で表示をされまして、支援対象者の情報を一括で確認できるとともに、特に支援が必要な世帯については、職員に対しアラートを表示するなど、支援対象世帯への進捗管理の強化が図られました。私も何度か視察に行かせていただいたところでございます。

そこで、2点まず伺いたいのですが、1点は、子育てデータ管理プラットフォームの導入から3年半が経過しましたので、導入の効果について、まず伺いたいのと、それから2点目に、3年間利用して明らかになってきた課題について、それぞれについてお伺いしたいと思います。

●宮本児童相談所長 子育てデータ管理プラットフォームの導入の効果と課題についてお答え申し上げます。

プラットフォームの導入により、24時間365日寄せられる児童虐待通告に対しまして、特に夜間や休日を問わず、区健康・子ども課における情報の確認が可能となり、48時間以内の安全確認ルールの遵守に結びついているところがございます。

また、令和元年の事案では、子どもの発育状況に関する重要な情報が電話連絡において十分共有されなかった、そういった状況もございましたが、導入後は、乳幼児健診の結果等も客観的に確認することができ、適切なリスクアセスメントにつながっていると考えております。

加えまして、システムの活用は、児童相談所及び区職員の情報収集にかかる時間短縮と業務負担軽減となり、職員はより多くの時間を児童や家庭への直接的支援に充てることができていると認識しております。

課題としましては、システムにおける情報を組織的なリスクマネジメントに最大限活用しながら的確な支援を行っていくことを、職員に対して繰り返し浸透させていくことと認識しております。

●前川隆史委員 プラットフォームの導入で、初期対応の迅速化ですとか職員の負担軽減、また、リスクの低減も図られているという一方で、組織的にそういった情報データというものを、体制を整えながら適切に対応していく、特に課題があるようなそういったお話もございました。

子育てデータ管理プラットフォームは異なる部署の異なるシステムの情報を一元化するシステムでございます。

縦割り行政に一石を投じる重要な役割を果たしていると評価をしております。

このプラットフォームの効果的な運用には、情報の連携だけではなくて、各部署間の連携体制の強化が言うまでもなく必要不可欠でございます。

先ほど述べましたが、2,627件の児童虐待相談対応件数のうち、約4割である1,071件が就学前

の乳幼児となっております。抵抗が難しく、自力で助けを求めることが困難な子どもたちが、多くの被害に遭っている状況にあると考えられます。

虐待の未然防止には、リスクの把握、適切な評価、そして早期からの支援が重要でございます。

また、虐待は家庭内の問題だけにとどまらず、教育、医療、福祉、地域社会とのつながりの希薄さなど、様々な要因が絡み合っていることから、それぞれの関係者が異変を察知した場合には、迅速に連携することが求められます。

そして、様々な部局が連携することで、異なる視点やアプローチが統合されて、一つの部局だけでは見落としがちなリスクも複数の部局が関わることで、その糸口が見つかっていくと、そういう意味で、思い返せば令和元年の事例はまさに区役所の母子保健担当と児童相談所との連携が取れていない、また、区役所内でも、母子保健担当は情報を把握しているけれども家庭児童相談では把握していなかったという組織の縦割りの問題が厳しく指摘をされたところがございます。

また、令和7年度からは、区役所の支援調整課も、これまでモデルで実施していた4区だけではなく、全区展開されるということでございますので、区保健福祉部内の協働と連携が一段と強化されることと期待しております。

児童相談所としても、保護課ですとか、教育委員会等の他の部署としっかり情報連携を図っていくことが必要ではないかと、このように考えております。

そこで伺いますが、子育てデータ管理プラットフォームの導入が庁内部署間の連携強化にどのように活用されているのか。現場の職員の皆さんの反応も含めて、お示しいただきたいと思っております。

併せて、他の部署との情報連携の見通しについても伺います。

●宮本児童相談所長 庁内部署間の連携強化への活用状況及び他部署との情報連携の見通しにつ

いてお答えいたします。

プラットフォーム上では、関係機関の経過記録を一連で確認できるため、同じ情報を共有しながら、支援方針について速やかに協議できる、そういった声が職員から寄せられるなど、適時適切な連携強化のツールとして活用されていると認識しております。

本年4月からは、区における複合支援の中心を担う区保健福祉部支援調整課にプラットフォームの権限を付与することで、複雑な課題を抱える子育て世帯への重層的、包括的支援にも活用できる情報連携を実現していく考えでございます。

こうしたハード面での連携とともに、子どもや家族に関わる児童相談所及び各区保健福祉部の職員が、自らの業務の枠にとらわれず支援を重ね合うことで、引き続き子どもの命を守ってまいります。

●前川隆史委員 職員の連携も非常にスピーディーになっているということで、職員のそんな感想もあるようなお話もございました。

また、今後、区保健福祉部の支援調整課にプラットフォームの権限を与えて、しっかり連携体制を取っていくと、こんなふうなお話もございましたし、またこのハード的な縦割り行政の壁を破る取組だけではなくて、職員の仕事の仕方も、自分の持ち回りだけじゃなくて、いろんなところにレーダーをはって、気づきのアンテナをめぐらせて、しっかり連携していく、そういったハード、そしてまた職員の相互の、そういった縦割り行政を打ち破る子育て支援というか、児童虐待防止へ向けた取組もお話をいただいたところでございますので、しっかり今後とも頑張ってくださいよう求めまして、この質問は終わりたいと思います。

次に、さっぽろ結婚支援センターの取組についてお伺いいたします。

昨年、7月に開設されましたさっぽろ結婚支援センター、町田さんとのやり取りも今日が最後と思うと感無量であり、涙も出てきそうですが、ぐっところえながら、質問をさせていただきたい

と思います。

このセンターでは、会員専用システムを用いた本格的な婚活が始まってから、半年が経過をしたところでございます。

センターの運営に関わっては、昨年の第3回定例市議会の決算特別委員会における私の質問に対して、事業PRの継続に加えて、積極的な広報に力を入れていきたいと、このようなお話もあつたところでございます。

私としても、センターの持続可能な、活発な活動を維持していくには、運営基盤となる会員数の確保が何よりも重要だと考えておまして、もう日夜、登録会員が何人かと、非常にチェックしているところでございます。

そこで、最初の質問でございますが、会員の増加に向けたこれまでの取組と、センターの運営に伴う今年度の成果について、お伺いしたいと思います。

●浅山子ども育成部長 会員の増加に向けたこれまでの取組と、センター運営に伴う今年度の成果についてお答えいたします。

広報活動につきましては、主に若年層をターゲットとしたインスタグラム広告や、市内各所のデジタルサイネージなどといった取組を通して、入会申込者数は3月14日現在で、1,305人と着実に増加しております。

また、会員の活動状況につきまして、これまでに1,109組のお見合いが成立しておまして、センター開設時に掲げていた年間目標数の1,250組と比べても、盛況を呈していると言えます。

会員間で、結婚に向けた活動が継続的かつ活発に行われておまして、開設初年度としては、おおむね順調に運営できているものと考えております。

●前川隆史委員 非常ににこやかに、順調にいったる様子が表情からもうかがえました。

SNSの活用をしっかりとしながら、登録者数も1,300人を超え、今月にはこのお見合いの件数が1,109組ですか。もう最近、お見合いなんてま

ず聞くことすらない中で、この9月からのマッチングが始まって、もう1,100組のお見合いが実現しているということ自体が、もう驚異的な、すばらしい、大きな、誇るべき歴史に残る成果ではないかと、私の気持ちも多少入っていますが、感じているところがございます。非常に順調にいったるということでございました。

私の周りにいらっしゃる実際にセンターを利用した方々からも、喜ぶ声が日々とは言いませんが、結構な件数が寄せられております。成果が着実に現れ始めていると感じておりまして、行政によるこの結婚支援の必要性、最初は賛否いろいろありました。私もいろいろ非難もされました。大変強い逆風も吹き荒れましたけども、めげずに主張して続けてよかったなど、このようにしみじみと今感じております。

来年度のセンターの運営に当たっては、これまでの取組の実績がベースになって、着実な進展を期待しておりますが、さらなる飛躍に向けて、場合によっては今までの対応からの工夫ですとか、変更する点なんかも加えてくる必要があるんじゃないかと、このように思うところもあります。

そこで伺いますが、さっぽろ結婚支援センターにおける令和7年度の取組について、具体的にどのように展開していこうとお考えか伺います。

●浅山子ども育成部長 令和7年度の具体的な取組についてお答えいたします。

伴走型の相談支援サービスについて、センターに常駐する相談員を3名から4名に増員いたします。より丁寧なサービス提供を実現することによって、会員の活動の充実を図ってまいります。

また、相談支援に加えまして、婚活イベントへのニーズも大変高くて、各回定員が男女各8名、計8回の全てにおいて抽せんになってしまったことから、参加定員枠を拡大した上で、会員同士の出会いをより促してまいりたいと思っております。

さらに令和7年度には、センター開設後1年を踏まえた会員向けアンケートを行いまして、その声を直接お伺いすることを通して、センター運営

に生かしつつ、さらなる活動の活性化につなげてまいりたいと思っております。

●前川隆史委員 常駐する職員も増やししながら、イベントも大変好評で、抽せんになっていると、このようなお話もございました。

令和7年度の具体的な取組については理解をさせていただきましたが、来年は2年目を迎えますけども、現在の状況を保っていけるように取り組んでいただきたいと思っております。

私も会合等で話しましたら、やっぱりまだまだ知らなかったという人が多くて、知っていればという、昨年の割引キャンペーンのときに申し込んだのにといいお声も結構いただいておりますので、またキャンペーンも、いろいろ考えていければと思っております。

先ほど述べましたけども、センターの利用者の方々から、初めて恋人ができた、交際ができたとか、そういった声ですとか、お友達交際が成立して、前向きな気持ちで日々結婚に向き合っているとか、そういう喜ぶ声が結構寄せられております。

先日、私、地元のFM局に出てくれと言われてまして、どんなふうにも、何しやべればいいのかとキャスターに聞いたら、60分間生放送でやりますので適当にやりましょうと言うので、適当に生放送1時間ってどういうことかと思ったんですが、現地に行きまして、そのキャスターと打合せといっても放送の5分前ですよ。一応自分なりに用意しておいて、何聞かれてもいいようにと防衛力を高めて、いろいろ情報を用意したんですが、たまたまその結婚支援センターの、私のこのチラシが入ってたんですね。それをキャスターが見て、今日はこれでいきましょうとなりまして、結婚支援センターで1時間生放送になってしまうという想定外の展開になりまして、何かすごく盛り上がってるものですから、一体このキャスターは何をこんなに、ここに気合いが入ってるのかと不思議に思いながらも、喜んでくれたのはありがたいということでやり取りしました。

そうしましたら番組の途中で、実は私、昨年12月に登録をしましたと、いきなり生放送で告白をしまして、このほどお友達交際が始まりましたということで、もうめちゃくちゃ喜んで、電波に乗せて交際宣言をされまして、もうずっとその話が終わらず、前川さん、どういうふうなのか見たことありますかと言うから、俺は登録しないから見たことないんだと、見せてあげますよと、放送の中でスマホ見せてくれまして、いろいろ私が講義を受けたという、そんな場面もございました。

それぐらい、改めてこの結婚支援センターが非常に、結婚を望む方々に、その喜びを与えてるんだと、このように感じたところでございます。

それで、いよいよ時間と相なりました。

10年間に及んだ町田さんとの語らいも、今日で最後でございます。非常に寂しいんですが、最後に町田副市長に、さっぼろ結婚支援センターの今後の運営方針について、これまでも町田さんからは、札幌の未来をかけて取り組むとか、恋の町札幌と、いろんな名言がこの答弁で飛び出してきましたが、今後のセンターにかけるお気持ち、どのようにお考えか、最後にお伺いいたします。

●町田副市長 来週の月曜日も、第一部の委員会に私も出ます。今日が最後ではないんですが。

結婚支援センターの取組について、行政が関わっているという意味をもう一度、札幌市がこうした形で結婚支援センターを設けているという取組について、改めて私の思いを語らせていただきたいと思えます。

結婚したいという方、結婚してもいい、ただ相手がいらないような、いい相手が見つからないというような方に、結婚を前提として、いろいろお付き合いをしていくような仕組みを提供しようというのが札幌市がやっている結婚支援センターです。

札幌市としては、札幌市が関わることによって、地域社会において結婚を支援していこうという、結婚したい人に対して、結婚というその枠組みを提供していくような地域社会の雰囲気といい

ましようか、ムーブメントというか、それをつくるのに、行政も一つきっかけをつくっていくということにつながっていくといいかなと思うわけでございます。

今まで非常にたくさんの方が、この結婚支援センターに登録していただいて、いろんな形でお付き合いも始まっているということを大変うれしく思うものでございます。

この事業、進んでいきますと、半年でこういう形で進んでいるところでございますので、近い将来、本当に実際に結婚される方が出てくるということを大変期待しているところでございます。

この仕組みを使って結婚ということになった方が、例えばセレモニーをやっていただけるということであれば、例えば市役所でやっていただけないかと。その市役所でやっていただけるときに、前川委員にそのセレモニーに積極的に参加していただくような形で、みんなで、地域で市役所も議員各位も含めてお祝いをしていける。そういう形で、改めてまた広報をしていくような、PRをしていくような形になると、非常に楽しいかなと思っております。

●前川隆史委員 市有施設なんかも有効に使いながら、まちを挙げて祝福していくような、そんな取組なんかも期待しているようなお話もございまして、本当にありがとうございます。

ということで、これで最後になりましたけれども、しっかり引き続き頑張ってもらいますので、よろしく願います。

ということで、また来週、教育委員会で質問しますので、どうぞよろしく願います。

●田中啓介委員 私からは、休憩前に竹内委員、和田委員、そしておんむら委員が質問の中で取り上げておりました、こども誰でも通園制度における子どもの安全性の確保について確認をさせていただきたいと思えます。

この制度の、保育所等に通っていない子どもも含めて、全ての子どもの育ちを応援するという理念はとても大切なものだと、私は思っております。

す。

しかし、このこども誰でも通園制度は、法律上、教育、保育を保障するではなく、乳児または幼児への遊び及び生活の場の提供というふうになっております。

そこで、通園制度の実施事業施設や職員配置について伺ってまいります。

国は、通園制度の実施施設については限定せずに、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、そして地域子育て支援拠点などを例示としつつ、施設の一定の基準を満たせば、保育事業の実績のない事業者や認可外保育施設、また民間ビル等を賃借して実施することも可能となっております。

また、国が示した基準では、保育に当たっては、乳幼児の年齢及び人数に応じて、保育従事者等を配置することとし、そのうち保育士を2分の1以上、保育士以外の保育従事者は、一定の研修を修了した者でも可能としております。

通常の保育基準よりも低い配置基準等で子どもの安全が守られるのか、疑問に感じます。

また、通常保育の場合は、児童福祉法で定める保育所制度で、自治体である札幌市が保育の実施義務になっております。

しかし、こども誰でも通園制度では、利用者が自ら施設の空きを確認し、直接施設に申し込み、利用者と実施事業者との直接契約となっており、自治体、本市の役割は利用対象者の認定とともに、通園制度を実施する事業者の認定を行うこととなっております。

そのためにも、本市として、この認定に当たっては、子どもの安全をしっかりと守れるのかどうか重視することが求められていると思います。

そこで伺います。本市が認定するに当たって、通園制度を実施する施設や職員の配置については、どのように子どもの安全性、また保育の専門性を担保するのか伺います。

●伊藤子育て支援部長 実施施設や職員の配置に関する安全性や専門性の担保についてのご質問

でございます。

国では、制度化に当たって、子どもの安全が確保されることが大前提であるとの考えから、令和7年度以降の事業につきましては、児童福祉法に基づき、市町村がこども誰でも通園制度の実施について認可した施設で行うこととしているところでございます。

札幌市におきましては、子どもの安全や保育の質に関わる認可基準を条例において定めたところでございまして、さらに、通常の保育と同様、一部の基準を国基準に上乘せし、従事職員を保育の有資格者に限定するなど、より高い保育の質を確保しているところでございます。

●田中啓介委員 国自体も子どもの安全を大前提ということで、札幌市としては、今の通常保育と同じ基準に上乘せをしながらしていくということですが、来年度は引き続き試行的事業を行って行って、2026年度からは本格的実施になる予定だということになっております。

このこども誰でも通園制度、こちらは先ほど和田委員の質疑の中でもありました。やはり幾つか課題がある制度だというふうに思っております。その上限の部分で言うと、月10時間というものが、国が上限として決められておりますし、また曜日や、また施設も自由に選べるという自由利用というものもでございます。

これらについては、例えば時間に関しては、教育や保育のものに関しては、2022年にEU連合の方がケア戦略というものの中で、子ども、特に3歳未満児に対しての教育や、また保育に関しては週28時間以上、これは最低でもそこを確保すべきだということを、またそれを目指すべきだということが言われているのが、今の世界的な流れにもなっておりますし、先ほど和田委員の紹介でもありました福岡市含めて、実際にモデル事業を行っている他の自治体では、半数以上は50時間以上だったりとかというところもあるというふうにご伺っておりますので、そういう制度の部分、また、先ほど繰り返しになりますけども、その自由

な利用という面に関しても、やはり保育を提供する側にしたらとても負担になり、困難になってくる。要はいつ来るか分からない。

また、どのタイミングで在園時の子どもたちという、その時間の設定の仕方、様々な部分での負担だったりとか、そういう中での子どもの命を守るのかということが、様々な課題の中でも言われております。

そこで伺ってまいります。

今後のその事業の開始後において、通園制度における保育の質、これをどのように維持をし、改善を図っていくのか伺います。

●伊藤子育て支援部長 事業開始後における保育の質の維持改善についてのご質問でございます。

市町村は、事業を実施する施設に対して、認可基準を満たしているかを確認する指導監査、そして、これに基づく勧告や命令等を行うこととされていることから、事業開始後においても運営の状況を確認してまいります。

また、既に国の保育指針等に基づき施行を実施しているところでございますが、今後、国が新たに策定する事業の手引きにおきまして、事業の実施に関する留意点等がまとめられるというふうになっておりますので、今後の指導監査等の機会を通じて、実施施設に対して丁寧に説明してまいりたいと考えております。

加えて、実施施設への説明会や情報交換会等を開催するなど、事業者と密に連携することで、より安心して利用できる制度となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

●田中啓介委員 ぜひ子どもの安全、こちらを最優先に考えた取組をしていただきたいということと、私もさっきの3人の委員と同じ、繰り返になりますけども、やはり現場の人たちの声、こちらをしっかりと反映すること、それが札幌市に求められているということを申し述べて、質問を終わります。

●うるしはら直子委員 私からは、東部児童相

談所の開設に向けた取組について伺います。

さっきの竹内委員の質問にもありましたとおり、この札幌市の東部に位置する白石、厚別、豊平、清田の4区を所管する東部児童相談所が、いよいよ今年9月に開設されます。

児童虐待の対応件数が年々増加し、事案もより複雑化する中で、この2所体制となることは、本市の児童福祉行政にとって、大きな節目になると認識しております。

開設に当たっては、この4月から東部児相という組織を立ち上げ、そして多くの職員を増員配置するまでに至りました。

児童相談所の職員体制の拡充につきましては、私たちの会派も代表質問や各委員会を通じまして、指摘や苦言も呈しながらも、繰り返し後押しをしてきたところであり、開設を見据えたこれまでの着実な取組を大いに評価するところです。

2所目の東部児相にも、児童福祉の専門機関として、現在の児相と同様に、子どもとその家庭のニーズを見極め、より質の高い相談支援ができるよう、安定的で持続的な組織運営が求められます。

また、国も一時保護所の設備運営基準を見直すなど、この保護体制の強化を進めようとしております。

現在の本市の児相においても、一時保護所では対応に苦慮する子どもの受入れも増えているようにも聞いております。この東部児相の施設についても、虐待や不適切な養育を受けた子どもを安全に受け入れる地域の拠点としての役割、これを果たすための体制強化と環境づくりが重要と考えます。

そこで質問ですが、2所目の児相の開設に当たり、この2025年度の東部児童相談所の職員体制と施設整備について、具体的にどのような地域の拠点を目指していくのかを伺います。

●山形第二児童相談所担当部長 東部児童相談所の職員体制と施設整備についてお答えいたします。

職員の配置につきましては、2所目の開設を見据えて、この3年間だけでも、児童福祉司を中心に、正職員で約50人に及ぶ計画的な増員を続けておりまして、東部児童相談所につきましては、9月の開設時には正職員約80人、会計年度任用職員約40人の計120人体制となる見込みでございます。

また、専門機関としましては、児童福祉司、児童心理司は国基準の配置を満たすとともに、常勤となる部長職の医師や、課長職の保健師も新たに配置するなど、現在の児童相談所と同様の多職種による体制を確保したところでございます。

また、施設につきましては、一時保護所の定員を36人としまして、全市的に16人の定員増を図りまして、また、学齢児には個室を用意し、バレーボールができる規模の専用体育室も設けるなど、家庭的で開放的な環境を実現し、子どもの安全・安心を一層重視した運営を目指してまいります。

●うるしはら直子委員 体制につきましては、大幅増員されるということで、これについては安心しました。

また、医師ですとか保健師は、我が会派でもかねてから求めてきたものですので、これも配置されるということで、ありがとうございます。

この一時保護所についてですけれども、これについては、子どもの安全を最重視するということが、また、その適正なマンパワーを確保して、子どもの安全を第一に考えていくということだと思いますけれども、これにつきましては、現場の声として、先ほども触れましたとおり、ここ数年、対応に苦慮するといった事案について、特に職員の方々が子どもたちを対応するときに、安全の確保がなかなかできないといったような、そういった確保が必要な場面というのがあったということもお聞きしております。

増員対応が図られた時期ということもあった、それから増員がされているということも認識しております。増員が図られていることは大変必要なことなのですけれども、職員の方々の育成がしつ

かりと、特に新規採用の方の育成ということも図られていかなければ、対応も追いついていかないことになってまいります。

この子どもを守るといった、その職員の方も守りながら進めていただくということをお願いしたいと思います。

次に、東部児童相談所と地域との連携強化について伺います。

この東部の児相が、地域の新たな拠点として、区役所をはじめとする関係機関との連携を緊密にすることで、地域全体の児童福祉の取組が着実に底上げされることが期待されています。2019年の2歳女児の死亡事案に対する札幌市の取組への外部評価においても、児童相談所と区役所との連携強化の必要性が指摘をされています。

1994年度からは、各区役所にこども家庭支援センターが設置されておりまして、また地域の予防的な関わりを担う区と、また深刻化した事案や緊急事案への介入を行う児相とが、この相互の役割を理解し合い、そして協働の視点に基づく連携強化を図っていくことが求められております。

さらには、医療機関、また保育所や学校、そして警察、民間団体など、地域の関係機関とも信頼関係を築き、妊娠出産から、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を包括的に行う地域のネットワークづくりも重要になると考えます。

そこで質問ですが、東部児童相談所の開設に当たり、地域との関係づくり、連携強化をどのように進めていくのか伺います。

●山形第二児童相談所担当部長 東部児童相談所と地域との連携強化についてお答えいたします。

東部児童相談所を白石区に開設することにより、所管する市域東部四つの区役所とのアクセシビリティが大きく向上し、互いに行き来する顔の見える関係づくりが進み、区との連携がより緊密になるものと認識しております。

開設に向けては、区役所や要対協等の各種会議をはじめ、各地区民児協や、地域の福祉関係者へ

の出前講座にも出向きまして、東部児相の認知度を高めるとともに、虐待防止の機運醸成に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

また、地域の関係機関、市議会、警察、マスコミ向けの内覧会も実施するほか、市内外の視察の受入れも丁寧に対応するなど、市民や関係者からの信頼を得ながら、地域に根差した有機的なネットワークづくりに尽力していきたいと考えております。

●うるしはら直子委員 この東部児童相談所と、また四つの区とのアクセス性も含めた連携ということ、それから顔の見える関係づくりということで、この東部児童相談所の開設によりまして、現在の児相も適正な規模に一定程度落ち着くことで、東部地域のみならず、地域全体のより望ましいネットワークづくりが進むものとも思います。

2所体制にした意義を大きく感じるとともに、今後は二つの児相でしっかり情報を共有しながら、職員間、児相間はもとより、地域や様々な機関との連携をさらに強めて、体制をしっかりと構築して行ってほしいと願うところです。

この本市の児童相談所は、1972年の政令指定都市の移行に伴い、当初はこの白石区のまた同じ住所となる本郷通3丁目に設置されました。これは私も記憶にあるところですが、その後1993年には、現在の中央区の施設に移転して50年余りとなります。

この間、特に2000年以降、児童虐待事案が急増していることを受けて、児童相談所全体の職員体制は拡大を続け、現在では300人規模という大きな組織に成長しております。

この4月には部長職が2名増員され、また所長2名を含む計6人体制がこの児相に整備されるなど、さらなる強化が図られるところです。

また、先に述べましたように、加えてこの職員数もさらには100数十名増員となりますので、業務内容といったところも、また強化されていくことになるかと思っております。逆に、その業務の内容と

いうのは複雑になっていくことと思っております。

こうした大所帯の組織において、さらなる児童相談所の機能向上のためには、効果的なマネジメントと的確な意思決定が必要であり、子ども未来局長には、これまで以上に強いリーダーシップが求められると思っております。

そこで最後に、子ども未来局長に質問です。

2026年度、本市の児童福祉行政が大きな転換点を迎える中、2所体制となる児童相談所の組織運営をどのように進めていくお考えか伺います。

●佐藤子ども未来局長 ただいまの今後の2所体制を踏まえた組織運営についてのご質問にお答えいたします。

子ども未来局では、市民や関係機関はもとより、職員の声もしっかりと聞く現場主義を基軸に据えながら、子どもや家庭のニーズに応じた施策や事業を展開しております。

児童相談所は、まさに現場の最前線であり、私も可能な限り、毎週、児童相談所に出向き、虐待通告に係る対応や、一時保護中の子どもたちの援助方針を検討する全体会議に出席するなど、児相職員と課題を共有し、よりよい相談支援ができるよう努めているところです。

来年度、中央区と白石区の2所体制になっても、常に困難な事案を扱うそれぞれの現場に足を運び、役職者はもとより、職員全員が安心して仕事をできる環境づくりを推し進めていく考えです。

これらを踏まえ、局の組織目標として私が掲げる子ども若者子育て当事者の視点に立ち、こどもまんなか社会の実現を徹底的に追求する、この目標実現を共有し、子どもの命を守ることを最優先に、職員一丸となった組織運営を進めてまいりたいと考えております。

●うるしはら直子委員 現場主義、そして、こどもまんなか社会の徹底追求ということで、子ども未来局長からは、より大きな視点に立った力強い答弁をいただき、大変心強く思います。

子どもたちをしっかりと守り、安全に安心して

地域や社会に送り出す、そのためには対応する現場の安全も守る、このこともしっかりとしながら、連携強化を図ることが必要ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に要望です。

今後はこの2所体制の中で、次なる第三の児相についても検討が行われていくということになるかと思えます。

まずは、この2所体制でしっかりと運営していただく中で、様々な課題も出てくると思いますし、そこも改善しながら進められることと思いますので、まずそういった中で、しっかりと次のことも検討していただきたいと思えます。

また、今後も職員が前向きに対人援助業務に尽力できるようにするには、先ほども申しましたように、育成する体制を構築することと併せまして、国の動向も踏まえた事務仕事の改善、これも次のテーマになると思えます。

ぜひデジタル技術を駆使して、ケース記録作成の効率化や外勤時の情報ツールの効果的な活用等にも、積極的に取り組んでいってほしいことをお願いいたします。

私は、この市議会議員になってすぐの2019年に2歳女児の死亡事案に直面をいたしました。以来、この児童相談所の体制強化に、会派としても継続的に後押しを続けてきまして、この児童虐待防止の取組が拡充されてきたのを見届けてきたところ です。

また、町田副市長とも現職時代から様々、子どもこうした虐待などの起きるような家庭環境、そして、その背景にあるものということについて、様々ないろんなことを語り合いながら、対応の方を求めさせていただきました。ありがとうございました。

この東部児相の開設により、体制強化は一つの節目ともなりますが、困難にある子どもや家庭への支援には終わりがありません。虐待を未然に防ぎ、全ての子どもたちが健やかに成長できる子ども、家庭、福祉の実現を願いながら、子ども未来

局の対応の改善に向けたさらなる調整を求めまして、私の質問を終わります。

●森山由美子委員 私からは、保健師による妊婦への支援について、外出時に搾乳しやすい環境づくりについての2項目について質問をいたします。

まず初めに、保健師による妊婦への支援について質問をいたします。

札幌市における令和5年の合計特殊出生率は0.96で、前年の1.02より低下し、過去最低となり、全国1.20と比べても低く推移している状況です。

そのような少子高齢化が進展する中、未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりは、一層求められていると思えます。

令和6年、市町村は全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置に努めることとされ、札幌市では各保健センターをこども家庭センターと位置づけ、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を行っております。

こども家庭センターにおける母子保健機能の役割としては、母性並びに乳幼児の健康の保持増進の取組を通して、児童虐待の未然防止を図るものであり、母子保健事業の果たす役割はますます重要となっていると思えます。

我が会派では、以前より、妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実として、全ての子ども家族を支援の対象とするネウボラ理念、寄り添って伴走していく、そういったネウボラ理念を取り入れた取組を求めています。

札幌市においても、産前産後の母子保健事業の取組として、母子健康手帳を交付する際の妊婦支援相談事業、妊婦訪問事業、産後ケア事業、生後4か月までの乳児全戸訪問などを実施し、妊娠期からの切れ目のない支援の充実を図ってきていると認識をしております。

特に虐待の未然防止のためには、出産後、育児に困難な状況に陥ってからの支援ではなく、妊娠

中から支援が必要な方を把握し、相談しやすい関係を築くことが重要と考えます。

そこで質問ですが、妊婦支援相談事業における相談の充実など、妊娠期からの支援の重要性について伺います。

●安田母子保健担当部長 妊娠期からの支援の重要性についてお答えいたします。

母子健康手帳の交付は、切れ目のない支援の最初の入り口であり、全ての妊婦と接することができる重要な機会でございます。

各区保健センターの保健師や母子保健相談員が面接し、妊婦の不安を軽減するとともに、児童虐待の未然防止につなげております。

この面接では、保健師等が妊婦との関係をつくることを非常に大切に考えております。妊娠期から子育て期まで気軽に相談でき、困ったときにはすぐ頼れる信頼できる機関として認識していただく機会としております。

このように妊娠届出をいただいた早い段階から信頼関係を構築することを重視しておりまして、その結果、保健師による継続的な支援を開始した家庭のうち、母子手帳交付時に把握された割合は、平成30年度は17%程度だったところ、令和5年度は25%と増加している現状がございます。

●森山由美子委員 妊娠期から信頼関係を構築するということは本当に重要だというふうに、改めて理解をいたしました。

母子手帳交付後は困っていることや、メンタルヘルスなどのリスクの有無にかかわらず、積極的に全ての子どもや家族を見守るためのアウトリーチ型の支援、ネウボラ的な支援を充実させていく必要があると考えております。

我が会派では、平成30年の予算特別委員会において、全ての初妊婦を対象とした初妊婦訪問事業の実施率向上に向けた取組について質問した経過がありますが、その後の取組など、妊婦訪問事業の実施状況について伺います。

●安田母子保健担当部長 妊婦訪問事業の実施状況についてお答えいたします。

妊婦訪問事業については、母子健康手帳交付時の面接の際に、妊娠5か月以降に訪問することを説明しており、初妊婦訪問実施率は事業開始当初の平成28年度35%から、令和5年度72%という割合に増えております。

一方、就労などを理由に訪問を希望しない妊婦さんに対しましては、面接時に体調確認、あるいは妊婦健診の受診状況、出産育児に向けた不安の有無等について確認いたしまして、必要時電話等で支援を行っております。

実際の妊婦訪問時には、妊婦の心身の状況や養育環境を把握いたしまして、妊娠、出産、育児に関する不安や悩みを傾聴し、必要な助言を行うことにより、安心して産み育てることができるよう支援しております。

また、令和5年度から、初妊婦さんだけでなく、出産経験のある妊婦にも訪問対象を拡大しておりまして、きめ細やかに相談支援を行っているところでございます。

●森山由美子委員 健康な方や、また不安がない方も含めて、妊婦訪問の対象者を拡大をし、訪問件数が順調に増加しているということは非常に評価をいたします。

一方で、昨今は複雑な家庭環境で育った方、メンタルヘルスに課題を抱えた方、また虐待を受けて育った方など、複雑多様化した課題を抱える妊婦が増えていると思います。

全ての妊婦に対して面接を行っておりますが、妊婦の課題も様々であり、妊婦自身の解決能力も様々であることから、限られた保健師の人数で全ての妊婦に一律の支援を行うのではなく、リスクを判断し、適切に対応することが重要と考えます。

そこで質問ですが、妊婦支援相談事業における面接の結果、リスクの高い妊婦への対応をどのようにしているのか伺います。

●安田母子保健担当部長 リスクの高い妊婦への対応についてお答えいたします。

まず、妊娠届の面接では、アンケートに基づ

き、メンタルヘルスや家庭環境、妊婦自身の解決能力などについて、アセスメントを実施いたしまして、早い段階から、継続的に支援が必要な方を把握しているところでございます。

特に予期せぬ妊娠や若年、何らかの障がいがある方、親族等の支援が得られにくいなど、出産後、育児に困難を抱える可能性があるかと判断した場合には、保健師が定期的に訪問いたしまして、妊婦と共に育児のイメージを膨らませて助言するなどの伴走型の相談支援を行っております。

これらにつきましては、保健師だけではなく、家庭児童相談担当係や医療機関等、また、関係者間で情報共有を密にいたしまして連携を図り、支援体制を構築しているところでございます。

●森山由美子委員 市では、母子手帳交付時に全員と面接をし、妊婦の状況を丁寧にアセスメントすることにより、継続支援が必要な方を把握し、関係機関と連携をして支援をしているということでございました。

近年の核家族化等により、妊産婦の不安感の強まりや子育て家庭の孤立の問題が懸念されております。

実際に私も、妊婦や子育て期のお母さんからの不安や、初めての子育ての戸惑いから精神的に鬱状態になった方のご家族からのご相談など、様々な直接の声を多数伺っているところで、その深刻さに胸を痛めているところです。

今後も地域で孤独にならずに、母子が安心して子育てができるよう、妊娠期から切れ目のない支援の充実に努めていくよう、改めて要望いたしまして、次の質問に移ります。

次に、外出時に搾乳しやすい環境づくりについて質問をいたします。

札幌市では、母と子の健康を守るために様々な取組が行われており、かねてから我が会派が要望してきた3歳児における弱視を発見する視覚検査についても順調に進んでいること、一緒に感謝をしております。

さて、速報値によりますと札幌市の2024年の年

間出生数は9,669人となり、62年ぶりに1万人を割りました。

一方、医療の発達などにより、小さく生まれても成長できるようになったことで、2500g未満の低出生体重児や早産児の割合が、かつてより増加していると聞きました。

小さく生まれた赤ちゃんは入院が長引き、母と子が離れる期間が長くなることから、子育て支援にも配慮が必要と考えます。

そこで質問ですが、札幌市の低出生体重児の現状と支援について伺います。

●安田母子保健担当部長 札幌市の低出生体重児の現状と支援についてお答えいたします。

低出生体重児は様々な機能が子宮外生活に適応するのに十分な成熟度に達しておらず、免疫力が十分でないために、重症の感染症に陥りやすいつと、嚥下機能が未熟であるために哺乳ができないなどの状況によりまして、生まれた直後からしばらくの間、入院が必要となることが多くございます。

出生児の体重別統計が明らかになっている札幌市の2023年の出生数は1万1,172人、そのうち、2500g未満の低出生体重児は1,101人でありました。

このように札幌市の全出生数のうち、低出生体重児の割合は約1割であり、全国の傾向と同様、新生児の10人に一人が低出生体重という状況になっております。

この低出生体重児の支援につきましては、各区健康・こども課が、保護者からの届出や医療機関からの支援依頼を受けることがございまして、その際には、早期に相談を実施し、養育の不安を軽減できるように支援しているところでございます。

●森山由美子委員 札幌市の全出生数のうち、低出生体重児の割合は約1割であり、10人に一人が低出生体重児、リトルベビーであり、退院前から相談に応じていることを理解いたしました。

低出生体重児は母親と離れる時間も多く、直接

母乳を飲ませることができないため、自宅や外出先で母乳を搾り、保存しておき、病院に届けなければなりません。

外出先の授乳室は、公共施設や商業施設などに設けられており、母親が乳児に直接授乳を行うためのみならず、母乳を搾乳器などで搾り取るための部屋でもあります。

そこで質問ですが、札幌市内の授乳室の現状について伺います。

●安田母子保健担当部長 札幌市内の授乳室の現状についてお答えいたします。

授乳室は、母親が公共の視線を気にすることなく、リラックスして授乳や搾乳ができるように、プライベートな空間が確保された部屋でございます。

さっぽろ子育て情報サイトによりますと、おむつ替えや授乳スペースがある公共施設は、区役所や保健センター、図書館、地下鉄駅など、市内に316か所となっております。子育て世帯が、外出時に安心して利用できるように配慮されているとありました。

●森山由美子委員 低出生体重児の母親が、入院中の子どもに母乳を届けるため、公共施設や商業施設にある授乳室を使いたいと実は望んでいても、赤ちゃんがいないのに、なんで一人で利用するのといった言葉で精神的に傷ついたり、そういった偏見から、分からないで、一人で授乳室に入るのをためらい、不衛生なトイレで搾乳をする母親がいるという声を私の身近でも聞いております。

我が党では、低出生体重児の母親が赤ちゃんと一緒になくても、安心して搾乳のために授乳室を使用できるよう環境整備を進めており、党の女性委員会が提言をして、国土交通省のバリアフリー整備ガイドラインに授乳室で搾乳が可能であることが明記されるとともに、同省が子育て世代を対象に、「授乳室やトイレに望むこと」という内容のアンケートを実施するなど、取組の成果が表れてきております。

北海道では、子育て中の家族などが安心して外出できるよう、市町村や関係団体などに、授乳やおむつ交換ができる場所の設置を働きかけ、登録を促す、赤ちゃんのほっとステーションの取組を行っております。

また、授乳室のある赤ちゃんのほっとステーションの設置者に対し、搾乳への理解を求める掲示等の協力を依頼するなどして、授乳室で安心して搾乳ができる環境整備を進めていると聞いております。

そこで質問ですが、札幌市においても、授乳室で安心して搾乳ができる環境整備を進めていくべきと考えますが、いかがか伺います。

●安田母子保健担当部長 授乳室で安心して搾乳ができる環境整備についてということでございます。

北海道が登録を進めています赤ちゃんのほっとステーションは、区役所や保健センター、保育・子育て支援センターなど、札幌市内の公共施設におきましても登録しているところがございます。

この赤ちゃんのほっとステーションの設置者に対し、北海道では搾乳への理解を求める掲示等の協力依頼を始めたところがございます。今後、市民に対しても周知が進んでいくものと認識しております。

札幌市といたしましても、北海道と連携して、これらの施設に対し、授乳室に搾乳への理解を促すポスターを掲示するよう協力を求め、授乳室で安心して搾乳ができる環境整備を進めていく所存でございます。

そして、併せて市民への理解促進を進めてまいりたいと考えております。

●森山由美子委員 必要なときに搾乳ができるということは、女性や、また子どもの健康のためにも非常に重要と考えるため、出産後の女性が子ども連れでなくても、授乳室を搾乳のために気兼ねなく使用できる環境整備をより一層進めていただくことを強く求めまして、私の質問を終わります。

●太田秀子委員 私からは、子どもの貧困対策について質問いたします。

札幌市では、2018年の第1次子どもの貧困対策計画を策定後、経済的に困難な状況にある子どもと家庭への支援を進めてきました。

昨年3月には第2次計画を策定し、現在、第5次さっぽろ子ども未来プランの策定に合わせて、同プランへの統合作業が進められているところです。

子どもの貧困問題は、2008年、子どもの貧困元年と言われましたけれども、そこから貧困が始まったものではなくて、子どもたちの暮らしに現れた貧困問題を緊急に解決すべき政策問題として位置づける必要があると社会的に認識された年となったものでした。

2013年には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立しました。この法律は、昨年6月、子どもの貧困の解消に向けた対策推進法と改められ、子どもの貧困の解消を目指すことが、法律名に刻まれました。

法が制定されて12年、本市の計画が始まって7年になろうとしていますけれども、本市での子どもの貧困は改善に向かっているのか、どのような現状であるのかと思うところがあります。

ここで質問いたします。本市の子どもの貧困の現状をどのように認識しているのか伺います。

●浅山子ども育成部長 子どもの貧困の現状についての認識についてお答えいたします。

第2次計画策定に当たって実施しました令和3年度札幌市子どもの生活実態調査におきまして、家計の状況がぎりぎり、または赤字と回答した世帯の割合が50.4%となっておりまして、平成28年度の調査から約12ポイント改善しておりました。

一方、調査結果を所得階層別に見ると、五つの所得階層のうち、最も所得が低い階層においては、ぎりぎり、または赤字と回答した割合が81.2%となっており、厳しい状況にあることがうかがえます。

この調査の後、令和4年から現在まで、物価の

上昇が続いておりまして、子育て家庭の中でも所得の低い家庭は、とりわけ大きな影響を受けているものと考えております。

●太田秀子委員 子どもの貧困とは、これまでも何度も言ってきましたけれども、子ども時代を幸せに生きるために必要な暮らしが欠けているという状態であり、お金がなくて食事ができないとか、みんなで遊びに行きたいけれども行けないとか、親としては、子どもへの支出をしたいけれども経済的にできない、今お話ありましたけれども、ぎりぎりの生活だということです。

それは必要なことでも、極力我慢をして、お買物をしないとか、支出をしない家計状況を言いますけれども、もともとの生活がこのような下で、物価高騰がなお家計を厳しくしていると、そういうご答弁だったと思います。そのような中、今後どう取り組んでいくのか考えているところです。

第2次計画でも、第1次計画に引き続き、子ども未来局、福祉や教育などの関係部局と財政局で構成する子どもの権利総合推進本部の下で取組を進めているとお聞きをしています。さっぽろ子ども未来プランに統合しても変わらないというふうに伺っているところであります。

ここで伺います。2024年度の子どもの権利総合推進本部の開催状況と取組の検証や、2025年度予算案への反映状況について伺います。

●浅山子ども育成部長 まず、子どもの権利総合推進本部の開催状況についてお答えいたします。

2024年度、令和6年度は、関係する課長級の会議を1回、部長級会議を1回開催しております。

この会議では、第2次計画の初年度である令和5年度の実施状況としまして、162の計画事業につきまして進捗の報告を受け、引き続き、それぞれの施策の方針に基づいて取組を進めていくことを確認いたしました。

また、2025年度、令和7年度予算におきましては、妊娠SOS相談における居場所支援の拡充や、子ども医療費助成の高校生世代までの対象拡

大などの実施により、施策の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

●太田秀子委員 2021年にも私、質問をしまして、具体的な推進に関して伺ったところでありますけれども、計画全体の総合的な推進に関する議論については、全庁的な観点での検討が必要ですから、子どもの権利総合推進本部会議の中で議論をしていくと。そしてさらに、有識者などによる会議において、施策の取組状況や効果などを検証する体制になっているという答弁でありました。

今、伺いますと、推進本部は、課長職の皆さんが集まって1回、部長の皆さんが集まって1回ということでありました。やっぱり全庁的な観点での検討が必要と。それから、取組状況の効果などを検証するという考えに照らしますと、やはり不十分なのではないかと思うんです。

2016年と2021年に行いました札幌市子どもの生活実態調査では、支援者の方へのヒアリングも行っています。保護者や子ども、そして世帯や支援に当たっての課題ですとか、必要な支援などのご意見をいただいています。

こういうことは、調査のときのみならず、こうやって現場や実践をされている皆さんとか、専門分野の皆さんとか、そういう方たちの意見、そしてまた提案ができるような構成で会議を持つ必要がないだろうか、そう感じているところがあります。ぜひ検討していただきたいと思えます。

私たちは、貧困対策には直接的な経済支援が必要であると求めてきたところであります。困っている世帯にとって、最も有効であると考えからず。

令和7年度の、2025年度の予算で、子ども医療費の助成についてというご答弁がありました。

所得制限や初診料の撤廃はできませんでしたが、これについては、また改めてということになりますが、医療費助成は高校3年生まで拡大されました。保育料は第2子以降の保育料無償化、

札幌奨学金の対象拡大なども行われています。

また、家賃への補助などもとても効果があるので、私たちは求めてきました。

様々な事業のうち、子ども未来局が所管の事業であります特別奨学金について伺います。

特別奨学金は、生活が困難となっている世帯の児童に対し、技能を習得するのに要する学費を支給し、その世帯の経済的自立を図ることを目的に、条例に基づき、1962年から実施しているものです。

高等学校の職業学科などに通う生徒で、月額収入が生活保護法による保護の基準に定める金額の1.5倍以内であることなどが要件となっています。

支給額は、通学期間中に支給される技能習得資金が、公立で月額5,000円、私立の学校で8,000円、入学に当たっての支度資金が公立学校で1万円、私立の学校で1万5,000円となっており、返済の義務はありません。

ここで伺いますけれども、特別奨学金の近年の利用状況と、利用を増やしていくためにどのように取り組んでいくお考えなのかを伺います。

●伊藤子育て支援部長 特別奨学金の近年の利用状況と利用増に向けた取組についてのご質問でございます。

まず、利用状況についてでございますが、高等学校の職業学科への進学者が逡減している中におきまして、受給者数の近年の推移は、令和4年度は146人、令和5年度は133人、そして令和6年度は121人と、年々減少しているところでございます。

次に、利用者増に向けた取組についてでございます。

現在、本制度を必要とする方への周知といたしまして、市内各中学校に対する個別の案内に加えて、対象となる市内高等学校や児童養護施設などへのお知らせ、さらには広報さっぽろ、ホームページ、ひとり親家庭向けのSNSでの発信などを実施しているところでございます。

生活困難な家庭の経済的自立を図るため、技能の習得を支援する本制度の目的を踏まえ、関係各所に制度を丁寧に周知するなど、必要とする方に対してしっかりと案内を届けられるよう、効果的な周知の実施に引き続き努めてまいりたいと考えております。

●太田秀子委員　この特別奨学金は、予算では募集定員200名を見込んでいますけれども、令和6年度は121人だったと。令和4年から比べますと、どんどん減っているということでありました。

けれども、とても重要な事業だと思っているんです。減少傾向に対して、技能習得の学校への進学者が減っているということもあるんだというお話でした。

私、そこが本当に大事かと思ってるんですけども、技能習得ということで、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉などの職業学科が対象なんですけれども、本人が希望しない場合もあるのではないかと思います。

進学が経済的に厳しい場合、やはり進路選択においても、この奨学金を受けて技能の勉強するために、手に職をつけるために行こうかと思う子どももいれば、自分はそういうところでないんだと、もっと違う勉強がしたいんだと思う子もいるかと思うんですよね。

ですから、経済が厳しいと、家計が厳しいという中においては、進路選択においても、選択幅がとても狭くならざるを得ないという状況があるんだと思うんですけども、そういうところをぜひ今日、皆さんとも共有したいですし、その課題を今後どう解決するのかというところがとても大事な視点でありますから、もうぜひいろいろなところでも議論していただきたいなと思いました。

私たち、住宅への支援についても求めてきましたので、この質問をするに当たって、保健福祉局に伺ってきました。

一定期間、家賃相当額の支給を受けられる住居

確保給付金は、離職や減収によって経済的に困窮し、住居を喪失、または喪失するおそれのある方が対象で、就職活動を行うことも条件となっています。離職や減収ではなく、常に低賃金である場合はほぼ対象となりません。

そして、低所得世帯で収入の減少や失業などにより生活に困窮した場合、総合支援資金の貸付け、住宅入居費がありますけれども、これも調べていただいたところ、2022年から相談はあるものの申請に至らず、新たな利用者はいませんでした。

借りても返すということはやはり困難ですし、今困っているという方にとっては、この制度は支給決定までに一定の期間がかかるんですよね。そんなものですから、やはりそういった意味では、今困っている人には使いづらいものになっているのではないかと考えたところです。

つまり、住宅に関する支援については、様々、制度を利用するにはハードルが高いんだということがよく分かりました。

貧困対策の計画では、これまで基本施策として、困難を抱える子ども、世帯を早期に把握し、必要な支援につなげることに取り組み、一定の改善を図ってきました。

私は、その先の各部局が取り組んでいるこれらの事業を必要な世帯が活用できているのかということが大事だと思うんです。それらを把握する場合、計画で立てています指標と目標が、どのような役割を果たしているのかと考えるところです。

第2次計画では、四つの基本施策ごとに成果指標と目標値を設定し、毎年度進捗状況を確認しています。

先ほどのご答弁にもありましたぎりぎりの生活の話ですけれども、基本施策の3に、子育て家庭の生活を支える取組の推進では、指標の一つに、子どもがいる世帯のうち、家計の状況がぎりぎり、または赤字である世帯の割合を設定し、計画の最終年度には、当初値の50.4%から40%に改善することを目標に掲げているところです。

成果指標の数値は、ここの計画事業に取り組んだ結果の表れですが、取組の成果を着実に上げていくためには、個別の事業についても、少なくとも、年度ごとに数値目標を設定し、毎年度その目標に向かって取り組んでいくことがとても効果的だと、私は考えます。

ここで伺いますが、計画における個別事業の数値目標の設定はどのようにになっているのか、また、毎年度の目標を設定することについてどのようにお考えか伺います。

●浅山子ども育成部長 計画の個別事業の数値目標設定についてお答えいたします。

計画事業取組のうち、目標を数値化することが適当なものについては、計画最終年度の目標値を設定しているところでございます。

計画事業の中には、制度などに基づいて、毎年、活動や金銭給付などを継続するものもあれば、例えば5年の間に体制の整備や見直しを行うなど、単年度の目標設定やなじまないものもござります。

いずれにしても、この計画では、最終年度に設定した目標の達成に向けまして、毎年度、個々の計画事業の進捗を確認の上、公表しております。

これにより事業の実効性の把握や、よりよい取組につなげることができていると考えております。

●太田秀子委員 数値を掲げられるものは、計画の最終年度までに、先ほどの40%の話ですけれども、計画の最終年度にその改善目標を掲げているということでありました。

貧困改善のための期限を区切った数値や改善目標の設定というのは、いつまでにどこまで達成するかということが大事ですけれども、これはやはり子どもの貧困を解消していく本気度が問われる問題であります。

計画が決まれば、個別の事業については、各部局が事業を展開していくものではあるんですけども、先ほど課長と部長の会議が年に1回ずつ

あったという、総合推進本部会議でありますけれども、私、このたび質問するのに当たって、いろいろな部局で、この取組について今どういうふうになっているかということ伺いましたけれども、やっぱりこの推進本部というところは、札幌市の子どもの貧困に対してどう解決していくかというときに、この推進本部が全体を把握して進めていくという役割を果たしていますから、やはり課長や部長が会議をしたところで、その部局の皆さんが、例えば住宅のことで貧困の取組をしているときに、子どもたちの世帯の貧困がどこまでいってるのか、どうしたら使いやすくなるのかというような、本当に課題の共有といいますか、そういうことがとても大事なんだというふうに思っているわけです。ですから、今の状況で、こういうテンポでいいのかと改めて思ったところであります。

今日は質疑で、やはりそれぞれの個別の事業について、各部局が本当に一体となって貧困対策として全体を共有していくことが大事だなというふうに改めて思いましたので、引き続き、質問は今後も続けていきたいと思っています。

●しのだ江里子委員 私は、妊娠SOS相談事業について質問させていただきます。

私どもの会派では、2021年第3回定例会の代表質問以降、予期せぬ妊娠や、妊娠に不安を抱えた方への相談体制の必要性について質問してまいりました。

今年度、令和6年度から、にんしんSOSほっかいどうサポートセンターが北海道と札幌市の共同事業として開始され、私どもが訴えてまいりました課題について理解をし、そして対応していただいたものと認識しております。

予期せぬ妊娠や、妊娠に不安を抱える方は、誰にも相談できないまま週数が経過し、妊婦健診を受けないまま飛び込み出産となることがあります。

また、頼れる人がいないことから、仕事や居場所を探して、道内各地を転々とするなど、大変危

機能的な状況に陥っている場合が少なくないため、本市においても北海道との連携を視野に入れた取組が大変重要と考えております。

そこで、まず質問ですが、妊娠SOS相談事業における令和6年度の相談実績について伺います。

●安田母子保健担当部長 令和6年度の相談実績についてお答えいたします。

札幌市は令和6年度から、北海道と共同で、にんしんSOSほっかいどうサポートセンターの運営を開始いたしまして、予期せぬ妊娠に関する24時間対応の相談と居場所支援を開始いたしました。

今年2月末時点の実績といたしまして、相談件数は延べ3,763件でありまして、電話やLINEによる匿名相談が多くなっております。

また、月に約30件程度、利用者の滞在先へのアウトリーチや、医療機関への同行支援等を実施しており、相談内容やニーズに合わせた対応を行っております。

居場所支援につきましては、9人の実利用者がありまして、滞在期間は利用者の背景等にも異なりますけれども、数か月間滞在された方もいらっしゃいます。

そのため、2部屋用意した居場所が常に満床となり、非常にニーズの高い事業であると認識しております。

●しのだ江里子委員 実際の相談の状況については、今伺いまして、改めて理解をするところです。

3,763件ということは、本当に多くの件数ということで、実際に居場所支援をされている方から伺いましたところ、相談は全道から月平均で300件、今年の1月には何と400件の相談があったということで、中には小中学生、そしてまた一人が数回にわたって、LINEですとか電話で相談をするということも多くあると聞いています。

そしてまた、かなりが匿名であるということは、今部長もおっしゃったとおりだと思います。

ただいまも各会派から取り上げていただいております子どもの虐待による死亡事例等の検証結果の第20次報告においても、心中以外の虐待死事例において、主たる加害者が実母の割合は約4割を占めており、心理的、精神的問題を見ると、養育能力の低さが27.3%と最も多く、次いで育児不安が20%であって、過去15年間の総数においても同様の傾向であると報告をされています。

実母がこのような養育能力の低さや育児不安という問題を抱えている場合、育児に係る知識の付与ですとか、関わり方の指導などの支援だけではなくて、母親支援という概念を超えて、本当に一人の人間としての支援の重要性が指摘されているところだと考えます。

妊娠によって精神的、経済的、社会的に困難な状況に陥る女性の背景には、貧困、そしてまた家庭内の複雑な事情、パートナーからのDV、そして、市民文化局で取り上げさせていただきました悪質ホスト等に関連した性産業への従事と性感染症罹患、そして精神疾患、知的障がい、社会からの孤立などの問題が複雑に絡み合っていると言われております。

特に居場所支援においては、指摘されているような個別性の高い支援を妊娠期から行う必要があると認識しています。

そこで質問ですが、妊娠SOS相談事業の居場所支援の利用者の状況とその課題について伺います。

●安田母子保健担当部長 居場所支援の利用者の状況と課題についてでございます。

居場所支援とは、専門職による相談等を受けられる緊急一時的な施設における支援でございます。

利用者は、妊娠や育児への不安を抱えているだけではなく、経済的困窮、親族等の支援が得られにくいなど、複雑な背景を持っており、住まいや食事など、生活に困難を抱えている場合が多いという現状がございます。

そのため、妊婦の不安や困り事を丁寧に聞き取

り、妊婦健診の受診支援や養育の意志に合わせた出産に向けた準備だけではなく、居場所や食事の提供等の生活支援など、その人に寄り添った支援が求められております。

このように、利用者の相談は複雑かつ困難であり、短期間での解決は難しいこともございます。自立に向けた中長期的な視点での支援のために、質的にも量的にも充実した体制整備が必要であると認識しております。

●**しのだ江里子委員** 複雑な背景を持つ妊婦への支援については、専門性ととともに、その人の状況に応じた支援と連携が必要であるということを改めて確認させていただきました。

本当に生活困難だけではなくて、様々な質であったり、そしてまた量であるというものが何より必要なのであるということが、改めて分かるわけです。

令和5年第1回定例市議会の予算特別委員会において、居場所支援の重要性についての質問に対し、現状やニーズを把握し、必要な体制について早急に検討していく必要があると認識していると回答を得たところです。

先ほどのご答弁において、妊娠SOS相談窓口の利用者は大変多いことが分かりました。

この状況では、今2部屋用意された居場所支援が常に満床で、緊急的な相談者への対応が難しい状況も起こるのではないかと思います。

国においては、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子などを支援するための妊産婦等生活援助事業が、令和6年4月に児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金に新設されるなど、支援の拡充を求める動きがあると認識をしております。

この事業は、妊娠葛藤相談や子どもの養育相談、居場所支援だけではなくて、利用者の状況に応じた支援計画の策定、自立に向けた相談などの支援も行うものとされています。

特定妊婦や出産後の母と子などの支援は喫緊の課題であるにもかかわらず、ニーズを充足できて

いないという今の現状に対し、札幌市としての考えが本当に問われていると思います。

そこで最後の質問ですけれども、令和7年度に向けて、どのように取り組んでいらっしゃるのか伺います。

●**安田母子保健担当部長** 令和7年度の実施についてお答えいたします。

出産後の生活を自立して行えるように、妊娠期からの支援を行っていくことの必要性は、本市としても十分認識しておりまして、にんしんSOSほっかいどうサポートセンターは、令和7年度は国の妊産婦等生活援助事業を活用し、事業を継続実施する予定でございます。

内容といたしましては、中長期的な支援を継続できるよう、居場所支援の部屋数を2部屋から4部屋に増やし、退所後も親子が地域で自立した生活を送れるように、妊産婦の特性に配慮して、就労支援機関との連携や、福祉サービスの調整などの支援を拡充していく所存でございます。

このように、妊娠に不安を抱える方の支援体制につきましては、引き続き、北海道と連携して、今後の相談実績や居場所支援の利用状況等を注視しながら、対象者のニーズに合った取組となるよう引き続き検討してまいります。

●**しのだ江里子委員** 要望です。

今年度1月末までのこの2部屋の居場所支援の稼働日数は576日と聞いております。ほとんど空室になることがなかったことから、4部屋に増えるということで、より緊急的な女性の居場所になるということができると考えます。

一方で、居場所支援の5人の職員の方たちなんですけれども、病院ですとか役所、弁護士などへの手続などの同行支援では、お話を伺いましたところ、1月までに332件対応されておりまして、札幌だけではなくて、全道に居住する対象者の出産後も、親子がどう生きるかを切れ目なく支援をされている様子が理解できましたが、4部屋になった際に、果たしてこの人数で同様の支援体制、対応ができるとは思えません。ぜひ居場所職員の増

員を求めます。

令和7年度については、国は妊産婦等生活援助事業として、家庭環境に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子に対して、自立支援を含めた支援を行うとして、国が2分の1、そして北海道と札幌市が4分の1ずつの補助割合であるとのことでした。

ご答弁では、中長期的なニーズでも対応できるよう、居場所支援の部屋数を2部屋から4部屋に増やし、同行支援のほか、就労支援ですとか、福祉サービスの調整などの支援も拡充していくとのことで大いに期待をしたいと思います。

自立支援においては、出産後は居場所支援の部屋に戻ることもなく、本人の希望などに基づいて、母子の自立を支援する母子生活支援施設に入所することもあると聞いておりました、子どもとの新しい人生を踏み出すことになると思います。

予期せぬ妊娠をした方や、妊娠に不安を抱えた方が、今以上に早期に相談につながり、必要な支援を受けられるよう、妊娠期から切れ目のない支援の充実に努めていただくよう切に要望し、私の質問を終わります。

●熊谷誠一委員 私からは、社会的養護の子どもを養育する里親に対する支援についてお伺いいたします。

まず1点目は、新たに設置する里親支援センターの取組についてでございます。

これまで我が会派では、全ての子どもの幸福を第一に考え、質疑を繰り返してまいりました。特に社会的養護の下で暮らす子どもたちは、様々な事情により親元で暮らすことができず、児童養護施設や里親等の元で暮らしていることから、あらゆる観点からサポートが必要と考え、質疑を重ねてまいりました。

今回、里親に対する支援についてでございますが、里親を支援することは取りも直さず、里親の元で暮らす子どもへの支援、幸せに直結することから重要な視点と捉えております。そうした観点から、先に行われました代表質問において、札幌

市における社会的養護の推進について伺い、町田副市長より、令和7年度には法に基づく里親支援センターを1か所設置し、里親支援を強化していくとの答弁があったところでございます。

今年度、総務省が公表した里親委託を中心とした社会的養護に関する調査において、里親を対象として実施したアンケート調査では、養育中の支援について、定期的な家庭訪問があることや、デイサービスや保育所の利用に関する助言などの支援が安心感につながるとして、一定の満足度は得られている一方、約2割から3割の里親については、支援者とのコミュニケーションが十分ではなく、必要な相談ができなかったなど、満足が得られていないとの結果が見られております。

近年、里親家庭においても、この社会状況の変化に伴い、共働き世帯の増加なども顕在化しているものと思います。

そうした中、札幌市では、令和3年度に里親のリクルートや各種研修、養育中の支援など、一貫した里親支援を担うフォスタリング機関を民間委託により2か所設置し、さらに令和4年度からは、複数年契約により、主に乳幼児を養育する里親や養子縁組里親を支援するフォスタリング機関、障がい児を養育する里親を支援するフォスタリング機関など、フォスタリング機関を3か所に増やし、事業を本格実施してきているところでございます。

そこで質問でございますが、新たに設置する里親支援センターの位置づけと、具体的な取組についてお伺いいたします。

●宮本児童相談所長 新たに設置する里親支援センターの位置づけと取組についてお答えいたします。

里親支援センターは、児童福祉法第7条により位置づけられた児童福祉施設でありまして、行うべき事業は法律に定められており、運営にかかる費用は、義務的経費として確実に担保されることとなっております。

また、有資格者など専任職員の配置が求められ

ておりますことから、より安定した運営体制の下で、里親と継続的な信頼関係を築くことが可能であり、従来のフォスタリング機関の取組を発展させることで、これまで以上に支援に携わる職員の専門性や経験の蓄積も期待されるところでございます。

センターにおける新たな取組としましては、適切なタイミングで里親に休息を提供し、心身の負担軽減を図るためのレスパイト・ケアの調整、それに加えて、子どもの将来を見据えた里親家庭からの自立支援にも取り組む予定でございます。

また、当事者団体である里親会とともに、里親同士のサロン活動、交流の場の提供や、先輩里親による訪問活動を実施することで、里親の孤立を防ぎ、里親相互の情報交換や養育技術の向上を図ることとしております。

さらに、従来からのリクルートなどにもしっかりと取り組み、里親が子どもに最善の養育を提供できるよう、丁寧な支援を推進してまいりたいと考えております。

●熊谷誠一委員 里親支援センターの取組について理解いたしました。

令和7年度予算案の中には、子どもを安心して産み育てることができる子育てに優しいまちを目指すものとして取組が示されておりますが、里親が安心して養育できるよう、里親支援センターの取組に期待をしているところでございます。

次に、今後の里親支援体制についてお伺いしたいと思います。

札幌市において、里親の元で暮らす子どもの割合は、3か所のフォスタリング機関による支援の成果もありまして、令和2年度から令和5年度までの間で約30%から40%近くまで上昇しており、令和3年度の全国平均23.5%と比べても高い割合にあるところでございます。

また、札幌市の里親支援体制では、新たに設置する里親支援センターのほか、里親会やフォスタリング機関、児童養護施設等の職員として、里親

支援を行う里親支援専門相談員など、多様な支援者がいることが強みとして挙げられております。

一方、国が示す目標は、令和11年度末までに全ての年齢の子どもについて、里親の元で暮らす割合を50%以上にするというものであり、このうち乳幼児については、さらに高い割合が求められているところでございます。

今後、より一層里親の元で暮らす子どもの割合を増やし、子どもたちが安心して育まれるためには、札幌市の里親支援における強みを生かし、中長期的な視点から支援に取り組むことが求められていると考えております。

そこで質問でございますが、今後、里親支援センターが設置される中で、札幌市において、どのような体制で里親支援に取り組むお考えか、お伺いいたします。

●宮本児童相談所長 今後の里親支援体制についてお答えいたします。

従来、3か所のフォスタリング機関では、受託法人の特徴を生かしまして、機能別の役割を担うことで、様々な年齢の子どもや障がい者など、多様な里親養育を推進してきたところでございます。

来年度は、そのうち1か所を里親支援センターに移行しまして、他のフォスタリング機関におきましても、人員を増やすなど、体制強化を図ることで、各機関が培ってきた専門性を相互に共有しながら、市域を分担し、より地域に根差した支援に移行する考えでございます。

さらには、学識経験者や幅広い関係者を交えまして里親委託等推進委員会を新たに設置しまして、今後の里親支援の在り方について、専門的知見から多角的に検討し、課題解決に向けた具体的な取組についても議論を行う予定でございます。

これらを通じまして、新たな支援体制を構築することにより、支援の量的拡大、質的向上を図るとともに、子どもや里親の意見に耳を傾けながら、より多くの子どもが家庭と同様の環境で健やかに育まれるよう、里親制度の推進に向けて着実

に取り組んでまいります。

●熊谷誠一委員 全ての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分を委ねられる養育者によって養育され、いわゆる当たり前と思われる生活を保障されることが重要であると考えます。

そういったことから、要望させていただきたいと思います。

今回、まずは1か所の里親支援センターの設置となったところがございますけれども、今ありましたようなことをしっかりと効果検証していただき、2か所目、また3か所目と拡充していただくことを求めさせていただきたいと思いません。

その際、今、国から示されているこの委託率50%、また乳幼児においてはさらに高いところがございますけれども、そういった数値にばかりとられることなく、里親やその元で暮らす子どもたちにしっかり寄り添っていただけるような取組として推進していきけるような、そういった中長期的な視点も持って拡充してさせていただきたいと、そういうことも、財政にしっかりと伝えていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

今後も、家庭養育優先のこの原理に基づいて、里親制度を社会に広めて、里親と里親の元で暮らす子どもが安心して生活することができる、そういった社会の実現を目指していくよう切に要望いたします。私からの質問を終わります。

●ふじわら広昭委員 私は、2項目質問いたします。

1項目めは、母子父子寡婦福祉資金償還業務の外部委託化について、2項目めは、病児・病後児保育事業の改善についてです。

初めは、1項目めの母子父子寡婦福祉資金償還業務の外部委託化についてです。

最初の質問は、近年の貸付状況についてです。

ひとり親家庭の方は、子育てや家事、仕事などの様々な場面で困難を抱えていることが多く、親本人の努力だけでは解決できず、社会的な支援が必要な場面が多く見られます。

また、ひとり親家庭には、ダブルワーク、トリプルワークと仕事に追われている方も多く見られ、日々の生活に支障を来すこともあると聞いております。

近年の物価高騰の影響を受け、経済的な面でも厳しい状況に置かれていると思います。

そのようなひとり親家庭を支えるために、札幌市においても、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づいて、様々な支援が行われていますが、その中に、長年にわたってひとり親家庭を支えてきている母子父子寡婦福祉資金貸付金があります。これは、ひとり親家庭の経済的な自立と、扶養している児童の福祉を増進するため、目的に応じた12種類の資金を無利子または低利子で貸し付けるものであります。

そこで質問ですが、近年の貸付状況について、まず伺いたいと思います。

●伊藤子育て支援部長 母子父子寡婦福祉資金の近年の利用状況についてのご質問でございます。

まず、貸付金全体の利用状況の推移でございますが、令和3年度は48件で約2,100万円、令和4年度は58件で約2,700万円、令和5年度は75件で約3,300万円となっております。件数、金額とも増加傾向でございます。令和6年度は2月末時点で91件、約4,000万円となっております。これは、今申し上げました令和3年度の数値と比べまして、件数、金額とも1.9倍と、大幅な増加が見込まれる状況となっております。

また、12種類ある貸付金のうち、子どもの高等学校や大学への進学にかかる費用を対象とする修学資金と就学支度資金の利用が多く、二つの貸付金は全体の約9割を占めているところでございます。

●ふじわら広昭委員 答弁では、貸付件数などは増加傾向にあり、学費に充てるための貸付が多いということでありました。

貸付ですので、返済いただかなければならないわけですが、子どもの学費に関し

て、国においても様々な軽減策が検討され、実施されてきておりますけれども、貸付けが多くなっているのは、まだまだ子どもに関わる教育費の負担になっている世帯が多いということだと推察されます。

次の質問は、外部委託に至った経緯と、どのような業務を委託するかについてです。

札幌市の2025年度予算において、当該貸付の回収業務を外部委託するための費用が初めて計上されております。

これまで、ひとり親家庭に対する貸付の相談や、回収に関わる業務は、区役所の母子婦人相談員が中心となって行っております。

そこで質問ですが、このたび外部委託するに至った経緯や、どのような業務を外部委託することになるのか伺いたいと思います。

●伊藤子育て支援部長 債権回収業務の委託の導入の経緯と内容についてのご質問でございます。

母子婦人相談員は、福祉資金の償還業務のほか、ひとり親家庭の生活全般に関する相談や、DV被害女性等からの相談を併せて行っておりますが、令和6年4月に困難女性支援法が施行されるなど、近年相談業務の重要性が増しております。償還業務を含めた効率的な業務執行が求められているところでございます。

また、償還業務におきましては、債務の相続状況や返済能力の確認など、調査に多大な時間を要する事例がございます。効果的に業務を遂行するためには、専門的な知見を有する事業者の支援が必要と認識しております。

こうした状況や、他の政令市での導入事例を踏まえまして、債務者の所在や返済能力に関する調査、債務者への催告や交渉について委託することを想定しております。

●ふじわら広昭委員 答弁では、母子婦人相談員での償還業務対応が難しくなっているということでもあります。また、債務者に関わる情報収集も含め、催告や交渉も委託するということであ

りました。

次の質問は、事業者選定の方法と、償還業務の進め方についてです。

貸付件数も増えてきていますので、今後も相談対応に追われることが多くなっていると思います。一定程度、償還業務を委託して負担を軽減することで、ひとり親家庭が抱える諸問題に寄り添いながら相談に応じることに注力できる環境を整えることは重要だと思います。

一方で、様々な困難を抱えている家庭に対して返済を促すことは、福祉的な観点から難しさもあると思います。そもそも償還能力があるのかというところもしっかり把握していかなければなりません。無用な圧力で返済を促すことは、ひとり親家庭の生活を追い込んでしまいかねないと思います。

委託する場合は、業者選定に細心の注意を払い、ひとり親家庭の状況のことをしっかりと理解した上で、返済方法について、寄り添いながら相談、提案できる事業者が望ましいと考えます。

そこで質問ですが、外部委託に当たって、どのように事業者を選定し、償還業務を進めようとしているのか伺います。

●伊藤子育て支援部長 事業者の選定と償還業務の進め方についてのご質問でございます。

事業者の選定に当たりましては、実績のある事業者の専門的知識や経験を事業に生かすために、企画競争方式、プロポーザル方式というように行っていく予定でございます。

その際には、債権管理に関する専門的な知識や経験を有していること、福祉資金の制度目的やひとり親家庭が置かれている状況に十分な理解があることなどを条件として、事業者の選定を行ってまいりたいと考えております。

また、事業の実施におきましては、札幌市と受託事業者がこれまでの返済状況や今後の見通しについて共有しながら、各家庭の実情に配慮の上、適切に業務を執行してまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

先ほども触れておりますけれども、ひとり親家庭が置かれている状況は、近年の物価高騰もあり、厳しい状況になっていると思います。

この貸付制度は、ひとり親家庭を支える重要なものですが、有効に活用していただくには、相談から貸付け、償還に至るまで、生活状況を確認しながら、切れ目のないサポートをしていくことが必要だと思います。

そのため、外部委託の必要性は一定程度認めるものの、身近な相談窓口であります各区の母子婦人相談員の体制強化も、併せて進めるべきだと思います。

また、この業務を委託業者が実施をする前に、札幌市長名で借り入れている対象者及び連帯保証人へ文書を発送し、某社が償還業務を札幌市に代わって担うことを周知することに、しっかりと取り組むことを求めておくと同時に、必要に応じては、国に対して、償還期間の延長など、こうしたこともしっかりと働きかけていく必要があるのではないかと申し上げておきたいと思います。

次は、2項目めの病児・病後児保育事業の改善についてです。

最初の質問は、ネット予約システムの導入と効果についてです。

札幌市では、20年前から、生後5か月から小学校6年生までの病気の子どもを保護者に代わって、一時的に預かる病児・病後児保育事業を市内7施設で実施しております。

病児・病後児保育は、子育てと就労の両立を支援するために欠かせない取組である一方、市民の利用ニーズを踏まえると、施設の立地に地域的に偏在があるほか、定員数が少なく、利用したいときに利用できない状況が生じていることから、かねてから本事業の拡充の必要性について取り上げてきました。

先の決算特別委員会では、当日キャンセルによって空いた枠が有効活用できていない状況にあ

ることから、施設の稼働率を上げるための取組について質問したところ、その際の答弁は、利用受付やキャンセル対応など、業務を効率化し、施設の稼働率向上を図ることは重要な課題として認識しているということでありました。

これを受けて、2025年度予算案においては、予約システム導入に関する費用が新たに計上されており、このシステムが稼働することにより、市民の利便性が高まるとともに、施設の負担軽減も図れるのではないかと期待しているところであります。

そこで質問ですが、この予約システムの導入の効果について、まず伺います。

●渡邊支援制度担当部長 病児・病後児保育事業に係るネット予約システムの導入効果についてのご質問でございます。

これまで、保護者が施設の営業時間中に電話で行っていた空き状況の確認や、予約キャンセルといった利用手続は、予約システムの導入によりまして、スマートフォンから24時間、いつでも可能となります。また、キャンセル待ち登録が可能となりますことから、これまで電話では調整が困難でありました当日キャンセルによって生じた空きも有効に活用されるということになります。

さらに、受入れ側の施設におきましては、予約時に電話で聞き取っていた児童の病状をシステム上で確認できるようになるなど、職員の事務負担も大きく軽減されることとなります。

このように、システム導入によりまして、利用者、施設双方にとりまして、利便性の向上が見込まれるとともに、同じシステムを既に導入している自治体におきましては、導入初年度に利用者数が1.6倍に増加した実績もありますことから、同様の稼働率向上を期待しているところでございます。

●ふじわら広昭委員 次の質問は、施設への委託費の見直しについてです。

システムの導入によって、より多くの児童の利用が可能となる見込みとのことでありませ

も、一方で、施設側とすれば、保育士や看護師の配置などにおいて、さらに負担が増すことは想定されるわけであります。

私はさきの決算特別委員会において、本事業を安定的に運営していくためには、施設に支払う委託費を、最低限必要な人件費を基準とするのではなく、国の交付基準に準じて、利用児童数に応じた金額の加算を図るなど、委託費の仕組みについて見直しを進めるよう要望したところでありました。利用できる児童数の増加を見込んでいるのであれば、安全な環境下で本事業を展開するためにも、また、システム導入による効果を発揮させるためにも、利用児童数に応じて、委託費が増額する仕組みが必要だと考えます。

そこで質問ですが、利用児童数が増えることが想定されている中で、施設への委託費の見直しは必須であると考えますが、これらについて、どのように対応するのか伺います。

●渡邊支援制度担当部長 施設への委託費の見直しについてのご質問でございます。

各施設におきましては、病気の児童を安全・安心な環境で受け入れてもらうためには、利用児童数に応じて、職員体制の充実が図られるような委託費の仕組みが必要と認識をしております。

このたびの予約システムの導入によりまして、利用児童数の増加が見込まれることから、これを機会に、委託費の積算におきまして、国交付基準額に準じて利用児童数に応じた加算を新たに設ける予定でございます。

これによりまして、児童の利用数に応じた必要な職員を配置するための費用を委託費として支払うことができるため、各施設におきましては、安全・安心な受入れ体制が整うことに加えまして、より安定した事業運営に向けて、可能な限り多くの児童を受け入れていただけるものと期待をしております。

●ふじわら広昭委員 最後の質問でありますけれども、施設拡大に向けた取組についてです。

これまでの答弁から、システムの導入や委託費

の見直しなどによって、これまでよりも多くの児童が利用できることが期待されますが、施設の地域的な偏在もあることや、そもそも定員の少なさを考えると、やはり本事業の実施施設の拡大は重要な課題と言えます。

札幌市では、2023アクションプラン期間中に、10施設まで実施施設を増やす目標数を示しております。新規開設に向けた病院との交渉は、なかなか順調に進んではいないようなも思います。

そこで質問ですが、残り3年の計画期間の中で、あと3施設の拡大に向け、どのように取り組んでいるのか、改めて伺いたいと思います。

●渡邊支援制度担当部長 施設拡大に向けた取組についてのご質問でございます。

これまで実施施設の拡大に向けて打診を行ってきた医療機関からは、事業実施に踏み込めない理由として、保育士や看護師の人件費等を含む運営経費の捻出、あるいは事務負担が大きいことが挙げられてまいりました。

このたびの予約システムの導入や委託費の見直しによりまして、これまで課題とされてきました施設の運営費や事務負担の改善に向けて、一定の環境が整うものと期待をしております。

今後は、これらの取組によりまして、運営改善の状況を新規施設の候補となる医療機関に具体的に提示しつつ、個々の施設の事情に配慮しながら、事業開始に係る様々なご懸念を解消させるよう丁寧な協議を重ね、施設の拡大に向けて積極的に取り組んでまいります。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

今、部長からの答弁もありましたように、これまでの課題を払拭できる、そうした改善が実現できるわけでありますので、ぜひとも新たな受入れ施設の拡大に向けて、さらなる取組を求めておきたいと思います。

また、この病児・病後児保育事業のこの新規予約システムの導入について、利用される市民、こ

うした方々にも、市のホームページなどを見ると、既に周知のPRをしているようでありますけれども、ぜひともこれからもこうした周知を図って、多くの人に利用される制度として発展されることを望んで、質問を終わります。

●村上拓司委員長　以上で、第2項　子ども福祉費等の質疑を終了いたします。

以上で、本日の質疑を終了いたします。

次回の委員会ですが、3月24日月曜日午後1時から、教育委員会関係の質疑を行いますので、定刻までにご参集ください。

本日は、これもちまして散会いたします。

散　会　午後5時40分